住団連

The Japan Federation of Housing Organizations

Vol. 337
令和５年
秋号

特集

経済対策要望並びに令和６年度施策要望

一般社団法人
住宅生産団体連合会

本号の表紙

臨済宗建仁寺派の寺院である「法観寺」は、京都市東山区のランドマークとして八坂の塔とも呼ばれています。創建年代は不詳ではあるものの、聖徳太子が五重塔を建立し仏舎利を納めたのがはじまりと伝えられています。清水衆徒と祇園神人の争いで焼失後、源頼朝によって再興され、現存する五重塔は２度目の焼失後、1440 年に足利義教によって再建されました。京都の中心部にありながら応仁の乱を乗り越えた大変貴重な建築物です。

CONTENTS

特　集　経済対策要望並びに令和６年度施策要望

経済対策要望並びに令和６年度施策要望（税制・予算・規制合理化） 02
令和６年度国土交通省税制改正要望事項（関連項目抜粋） 09
令和６年度住宅局関係予算概算要求概要（関連項目抜粋） 16
令和６年度環境省予算概算要求概要（関連項目抜粋） 22
令和６年度経済産業省予算概算要求概要（関連項目抜粋） 24

連　載

【防災を考える －第６回－】
関東大震災研究の総括 ～被害と復興から学ぶ地震防災～ 25
武村雅之 氏（名古屋大学 減災連携研究センター 特任教授）

住団連の活動・住宅業界の動向

ジャパンホーム＆ビルディングショーのご案内 29
「住月間中央イベント 住まいフェス in 岐阜 」開催報告 30
第 19 回「家やまちの絵本」コンクール実施結果の報告 31
新着情報 33

特集 経済対策要望並びに令和６年度施策要望

８月21日、芳井会長及び副会長３名が斉藤国土交通大臣を訪問し、経済対策及び令和６年度施策に関する要望を行った。なお、これに先立って、８月18日に住宅局長はじめ同局幹部に要望を行ったほか、８月21日に同省不動産・建設経済局及び経済産業省、８月25日に環境省及び厚生労働省を訪問して要望書を提出した。

そして、国土交通省・環境省・経済産業省より予算概算要求や税制改正要望が公開された。

本特集では本年度の住団連の要望活動と、各省の令和６年度予算概算要求及び税制改正要望の主要事項を確認していく。

要望　経済対策要望並びに令和６年度施策要望（税制・予算・規制合理化）

要望　令和６年度国土交通省税制改正要望事項（関連項目抜粋）

要求　令和６年度住宅局関係予算概算要求概要（関連項目抜粋）

要求　令和６年度環境省予算概算要求概要（関連項目抜粋）

要求　令和６年度経済産業省予算概算要求概要（関連項目抜粋）

経済対策要望並びに令和６年度施策要望（税制・予算・規制合理化）

経済対策要望

1. 経済対策としての支援策の延長

こどもエコすまい支援事業、先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業については、住宅市場が非常に厳しい中にあって、住宅ストックの省エネ性能の向上等に大きな効果を発揮しており、子育て世帯等が良質な住宅を取得する上で支援制度の継続が不可欠である。こどもエコすまい支援事業については、支援の継続に向け予算追加が図られたところであるが、なお予算の上限に達することが懸念されるところである。
こうした状況を踏まえ、以下のとおり経済対策としてこれら支援策の延長を要望する。

こどもエコすまい支援事業、先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業について、切れ目のない予算措置を確保し、ブランクが生じないよう事業の継続性を確保しつつ必要十分な予算を追加されたい。早期の予算消化が懸念される状況であり、営業現場において混乱が生じないよう、予算確保に向けた方針の早期情報公開をお願いしたい。また、支援策が年間を通じて安定的に活用可能となる方策を検討されたい。

住宅税制の抜本見直し

1. 住宅税制の抜本見直しに向けた検討

国が目指す本格的なストック型社会（良質な住宅をつくって、適切に維持管理し、市場で流通させながら、長期にわたって活用する社会）に適した住宅税制の構築に向け、消費税課税方式の見直しや流通税の廃止を含む住宅税制の抜本的見直しに向けた検討を加速・本格化されたい。

良質な住宅を取得しやすい環境の維持

1. 住宅ローン減税制度の借入限度額の維持等

令和４年度の税制改正で措置された住宅ローン減税制度においては、令和６年入居から借入限度額が減額されることとなっているが、建築コストが上昇し実質賃金が減少を続ける中、子育て世代を中心に良質な住宅取得が一層困難となり、その結果住宅市場に更なるダメージを与えることが懸念されることから、認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）、ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅については、現行の借入限度額を維持・継続されたい。また、床面積が 40㎡以上 50㎡未満の住宅においても、現行の特例措置を継続実施されたい。

2. 住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の継続

建築コストが上昇し実質賃金が減少を続ける中、高齢者等が保有する金融資産を有効活用することで、子育て世代を含む若年世代の住宅取得を支援するために、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、最大非課税限度額を維持の上継続されたい。また、面積要件の特例（合計所得金額が 1,000 万円以下の受贈者に限り、40㎡以上 50㎡未満の住宅についても適用）についても継続されたい。

3. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の継続と良質な住宅について適用期間の延長

建築コスト上昇等、住宅の取得環境が引き続き厳しい中にあって、初期負担の軽減を図るための本施策は購入者にとって不可欠のものとなっており、固定資産税の減額措置の継続を図られたい。また、カーボンニュートラルの実現に向けた対応を加速させるため、長期優良住宅等カーボンニュートラルに資する環境

性能を有する住宅については、適用期間の更なる延長を図られたい。

・戸建住宅：一般３年、長期優良５年→７年
・マンション等：一般５年、長期優良７年→９年

4. 分譲共同住宅の取得に係る税制特例要件の合理化（固定資産税･不動産取得税･登録免許税）

小規模世帯の増加、多様なライフスタイルに対応した良質な住宅の整備を促進するため、良質な分譲共同住宅を取得する場合の以下に掲げる税制特例措置に係る面積要件を合理化（50㎡以上→ 40㎡以上）されたい。

①新築住宅に係る固定資産税の減額措置
②不動産取得税の減額措置
③登録免許税の減額措置

5. 期限切れを迎える特例措置等の延長

物価高騰の中、国民の負担が増大している状況下で、住宅取得コストの増大を抑え、良質な住宅を取得しやすい環境を維持するため、住宅取得に係る既存の税制特例措置のうち期限を迎えるものについては、いずれも継続されたい。

期限切れを迎える特例措置等の一覧
（1）住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に係る特例措置の継続（登録免許税）
（2）住宅及び土地の取得に係る特例措置の継続（不動産取得税）
（3）居住用財産の買換え等に係る特例措置の継続（所得税・個人住民税）
（4）認定住宅等の新築をした場合の投資型減税の継続（所得税）
（5）認定長期優良住宅に係る特例措置の拡充・継続（登録免許税・不動産取得税・固定資産税）
（6）認定低炭素住宅に係る特例措置の継続（登録免許税）
（7）買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の継続（登録免許税）
（8）宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の継続（不動産取得税）
（9）印紙税の廃止 廃止されない場合、工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る特例措置の継続（印紙税）
（10）土地に係る固定資産税の負担調整措置等の継続（固定資産税・都市計画税）

カーボンニュートラルの実現に向けて

1. ZEH 補助制度の拡充（補助）

ZEH 補助制度は、カーボンニュートラル実現のための重要施策であり、こどもエコすまい支援事業の対象とならない取得層においても、ZEH の整備が促進されるよう、ZEH 補助制度を継続されたい。また、より高度な ZEH 整備に対する補助額の割増等、制度の拡充を図られたい。併せて、通年での募集の実現により、幅広い顧客層への制度利用機会の拡大を図られたい。

①補助要件を満たす全ての ZEH 整備を支援できる十分な規模の予算確保及び一戸当たり支援額の増額
②高度な ZEH の整備に対する支援の拡充及び省エネ性能実現の難易度に応じた段階的なインセンティブを付与するための補助額の再整理
③通年での補助申請・補助金交付等の完全実現
④申請手続きの一層の簡略化・迅速化

2. 省エネ性能等、質の高い賃貸共同住宅に対する支援策の拡充（補助）

持家に比べて省エネ性能の向上が進んでいない賃貸共同住宅について、カーボンニュートラルの実現に向けて ZEH、長期優良住宅の普及等、省エネ性能の向上を図ることは必要不可欠の課題であり、性能に応じたインセンティブを付与する等の支援策の整備・拡充を図られたい。

① ZEH-M の一戸当たり補助額の増額
②賃貸住宅における長期優良住宅の普及を促進する補助制度の創設

3. 断熱改修の促進に向けての要望

カーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅の断熱改修の促進が、重要な課題であるが、家全体の断熱改修は高額となるため、そのニーズは極めて少ないのが現状であり、生活空間を対象とする等、部分断熱や部分 ZEH 化の推進が不可欠である。そのため、効果をわかりやすく示す評価基準（ガイドライン）の早期整備や効果に応じた支援制度の整備等、以下の施策を進められたい。

①国土交通省の「部分断熱等改修実証事業」の成果を踏まえた部分断熱の評価基準（ガイドライン）の早期整備と普及の促進。
②生活実態や資金力に応じて効果的な部分断熱改修を普及するため、「ZEH レベル」、「省エネ誘導基準レベル」等、レベルに応じた支援制度の整備。その際、窓口の一本化や年間を通じて活用可能等、使いやすい制度の実現。
③支援制度を活用したリフォームの効果測定の実施等により、部分断熱を含む省エネリフォームの CO_2 排出削減効果の評価方法の策定。

4. 住宅の省エネ化の進捗状況の把握

2030 年に目指すべき住宅・建築物の姿（あり方）が示され、住宅分野では、新築戸建住宅での誘導基準（ZEH 水準の省エネ性能）の標準化、太陽光発電設備 6 割設置に向け取組んでいる。また、2050 年住宅ストック平均で ZEH 水準の省エネ性能の確保に向け、既存住宅についても断熱改修や部分的な ZEH 化リフォーム等を通じて良質なストックへの転換に向けた取組みを進めているところである。

しかしながら、既存ストックを含めた住宅の省エネ化に関する全国の取組みの進捗状況を客観的に認識できるデータが示されていないのが現状である。2030 年、2050 年の目標達成に向け、住宅事業者等の取組みが更に充実したものになるよう、住宅の省エネ化の進捗状況が把握できるデータが定期的に公表される仕組みを整備されたい。

5. 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の円滑運用に向けて

2024 年 4 月より、建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示制度の開始が予定されている。本制度が円滑に施行されるよう、WEB プログラムを活用した省エネ性能表示ラベルの発行システムを早期に整備して情報公開していただくとともに、販売・賃貸事業者、仲介事業者、広告事業者に対しての制度周知・広報の徹底をお願いしたい。

6. 省エネ基準適合義務化の円滑施行に向けて

2025 年 4 月より、建築確認特例の対象の縮小（いわゆる 4 号特例の縮小）と住宅・小規模建築物の省エネ基準適合義務化が同時に施行される予定。これを受け、特例を受けない建築確認申請の増大並びに住宅等の省エネ適判審査又は住宅の建築確認審査による省エネ仕様基準審査が付加されるため、建築確認における申請側、審査側それぞれの業務負荷の増大が考えられ、建築確認審査手続きの混乱や遅延の発生が強く懸念される。

審査内容と方法の更なる合理化、審査ルートの整備、審査側体制の準備並びに申請者側への注意喚起及び啓発等について、万全の事前準備をお願いしたい。

住宅ストックの有効活用の促進

1. 既存住宅の改修に係る特例措置の継続・拡充（所得税・固定資産税）

ストック型社会の構築に向け、既存住宅ストックの環境性能の改善を図り、有効活用することは、カーボンニュートラル実現のために重要であり、改修のインセンティブとして特例措置を継続するとともに、対象工事の拡大等、拡充を図られたい。特に子育てに優しい住まいの改修促進に向け、特例措置の拡充を図られたい。また、制度が複雑になっており、簡素化をお願いしたい。

①現行制度の継続
②制度の簡素化：投資型減税について、リフォーム種別毎に設定されて必須工事の工事限度額の改善
③対象工事の拡大：浸水対策改修、新たな日常対応改修、子育て支援改修、部分断熱改修（主たる居室を対象に行う省エネ改修）、節水・節湯型設備改修
④投資型減税の拡充：省エネ改修にて ZEH 水準省エネ住宅の最大控除額拡充
⑤耐震改修に係る在来木造住宅の建築年要件の合理化（1981 年以前→ 2000 年以前）
⑥バリアフリー改修に係る年齢要件の廃止
⑦固定資産税の軽減期間大幅拡充：1 年→ 3 年または 5 年

2. 既存の認定長期優良住宅の取得に係る税制特例の創設

認定長期優良住宅の普及を促進するためには、既存の認定長期優良住宅が適切に維持されて、次の所有者に引継がれること（流通）が求められている。同住宅の整備（既存住宅の認定長期優良住宅化を含む）及び流通の促進、適切な維持管理の推進を図るため、既存の認定長期優良住宅を取得した者に対してのインセンティブとして、以下に掲げる税制特例措置を創設されたい。

①投資型減税（所得税）
②固定資産税の減額措置
③登録免許税の減額措置
④不動産取得税の減額措置

また、昨年から施行されたリフォーム工事を行わない長期優良住宅認定制度についても、上記の特例措置とともに認定取得に対する支援により推進を図られたい。

3. 買取再販住宅で扱われる住宅の取得に係る各種税制特例措置の適用（固定資産税・不動産取得税）

既存住宅の大規模な改善が可能な買取再販の仕組みを活用して、良質な既存住宅ストックの整備と流通を促進するため、省エネ基準適合住宅以上の環境性能に改修された買取再販住宅を取得する場合においては、その性能に応じて以下の税制特例措置が適用できるようにされたい。

① 固定資産税 (住宅部分) の減額措置：新築同様に３年間 1/2（長期優良住宅の場合は５年間）
② 不動産取得税 (住宅部分) の減額措置：新築同様に 1,200 万円控除

4. 既存住宅ストックの有効活用推進

（１）既存住宅の改修補助制度の継続・拡充・創設（補助）

2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、既存住宅ストックの省エネ性の向上が不可欠であり、省エネ性の向上に資するリフォームに対する支援制度をさらに拡充されるとともに、既存住宅のレジリエンス性の向上に資する改修を促進するための補助制度を創設されたい。

①こどもエコすまい支援事業等を継続の上、予算増額および補助対象工事の拡大
②住宅エコリフォーム推進事業において部分断熱に資する対象工事の拡充を図り、部分改修にて、温熱環境改善や節水等設備の効率化をより一層推進するため、性能段階に応じた補助額の設定等の制度拡充および補助対象の拡充
③太陽光発電設備・EV 充電設備の補助制度の創設および家庭用蓄電池・V2H の補助制度の大幅拡充

（２）長期優良住宅化リフォーム推進事業の継続・拡充（補助）

長期優良住宅等、良質な住宅ストックの形成を引き続き促進するとともに、良質な新築住宅の取得が困難な世帯の住生活の向上を図るため、本事業を継続するとともに、限度額および予算額の増額、申請手続きの迅速化を図られたい。

また、早期に予算上限に達する状況となっており、十分な予算確保とともに、「戸建」と「集合住宅」の予算枠を設ける等、執行上の工夫を図られたい。

5. 既存ストックの有効活用の観点からの建築基準法等の制度・運用に係る改善の要望

既存住宅ストックの性能・品質を改善するためのリフォーム、増改築、維持保全に取組む中で、新築時には想定できなかった建築規制制度等に基づく要求に対応するために多大な費用や労力が必要となるケースが見られ、そのためにリフォーム等を断念せざるを得ない状況も生じている。特に改善が必要と考える以下の事項について、改善に向けた検討を行われたい。

（１）防火戸等、防火設備に関する事項

防火地域等内の建築物の延焼の恐れのある部分にある防火開口部に設置された窓、玄関ドア等の防火設備について、鍵、ガラス、駆動部品等の構成部品の交換が必要な場合があるが、交換により大臣認定された状態と異なる状態となる場合には構成部品だけの交換ができないことから、こうした交換対応が可能となるとなるよう、認定制度の柔軟な運用を図られたい。

（２）検査済証関係に関する事項

紛失等により検査済証のない建築物について増改築やホームエレベーターの設置を行う場合、既存建築物全体について構造調査や下地調査等（一部解体を伴う調査を求められる）を行って建築基準法適合状況調査を行わなければならず、膨大な費用と手間を要することから、簡易な方法について検討されたい。

（３）工業化住宅型式認定関係

工業化住宅認定制度や型式認定制度を活用して建てられた住宅を増改築する場合、新築時の確認申請では提出不要であった構造計算書等の提出を求められるため、その作成に膨大な費用と手間を要することから、簡易な方法について検討されたい。

（４）大規模修繕関係

大規模修繕を行う際には、修繕箇所以外についても併せて建築基準法に適合させる必要があり、膨大な費用と手間を要することから、段階的な適合を可能とする考え方等、改善に向けた検討を行われたい。

（５）長期優良住宅認定関係

増改築や設備機器の取替えを行う場合、実施後の性能が引き続き認定基準を満たすことを確認する必要があり、負担が大きいことから、簡易な確認方法等について検討を行われたい。

その他の政策テーマに係る要望

1. 花粉症対策に資する国産木材の利活用促進に向けた補助制度等の整備（補助）

花粉症対策における「発生源対策」として、スギ材を中心とした国産木材の大幅な利活用促進が必要となるが、供給サイド（川上）、流通サイド（川中）、需要サイド（川下）のいずれにおいても、解決すべき多くの課題が存在しており、速やかにそれらの解決に向けた各種補助制度等の支援策を整備されたい。

<川上に対する支援策>

①花粉の少ない苗木の普及や他樹種による植替えに対する支援

②林業の生産性向上（林道整備、高性能林業機械の導入等）に対する支援

③林業の労働力確保（人材の確保、育成、処遇改善等）に対する支援等

<川中に対する支援策>

①強度面等の理由で国産材の利用割合の低い横架材等について、要求性能を満たす製品の製造技術の普及や商品開発、生産設備に対する支援

②木材価格の安定化に資する取組み（需給調整機能等）の実施

③ JAS 材の安定供給に向けた製造・加工流通施設の整備に係る支援

④ JAS 材の利用促進に向けた規格の合理化等

<川下に対する支援策>

①国産材を活用した建築物に対する支援

②国産材を活用した建築物に係る表示制度の構築

③建築物に係る国産材カーボンクレジット（ライフサイクルカーボン）の評価方法の構築等

2. 地方創生及び居住ニーズ多様化への対応

（１）二地域居住促進策に対する補助の創設（補助）

地方における交流人口の増大、大都市郊外住宅地の再生、空家の有効活用等により地方創生を推進するため、二地域居住のために２つ目の住宅を取得する場合に利用可能となる補助制度を創設されたい。

（２）「新たな日常」に資するために行う工事に対する補助制度の創設（補助）

ニューノーマルの定着により、自宅の役割はより重要度が増しているため、ワークスペースの設置、空気環境の改善、非接触設備の設置等の「新たな日常」に資するために行う工事に対する補助制度を創設・拡充されたい。

3. 住宅事業環境の維持・向上

（１）地域型住宅グリーン化事業の継続・拡充（補助）

建設資材の高騰によるリスクを抱える中、地域における中小住宅生産者と関連事業者等の連携による木造住宅の生産体制を強化し、ZEH 等（木質バイオマス等を活用した LCCM 住宅を含む。）の省エネ性能や耐久性等に優れた良質な住宅の整備を引き続き促進するため、本事業を継続するとともに、補助単価の引き上げ、省エネ計算外注費用の補助対象化を行われたい。

（２）サービス付き高齢者向け住宅整備事業の継続・拡充（補助）

人口・世帯数が共に減少する中にあって、単身高齢者世帯を中心に高齢者世帯は引き続き増加を続け、サービス付き高齢者向け住宅の必要性はさらに高まっているものの、共用部分や防災設備の整備コスト、見守りサービス等に係る人材コスト等のために供給が進み難い状況にある。また、夫婦世帯や自立者向けの広めの住戸の需要があるものの、現行の上限家賃により家賃の高い広めの住戸は支援を受けられず、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給が行われ難い状況となっている。このことから、本事業を継続するとともに、以下の制度の拡充を図られたい。

①限度額を引上げの上、見守り・通報システム、IoT 設備機器等の設置費用を補助対象に追加されたい。

②現行制度に面積要件を新設し、広めの住戸を支援対象とされたい。

（例）18㎡～ 16 万円×市町村立地係数、30㎡～ 25 万円×市町村立地係数の２段階で上限家賃額を設定

（３）住宅性能等の向上に資する建替え・移転等に係る既存住宅除却支援制度の創設（補助）

継続活用することが困難な住宅ストックの建替えや災害リスクの高い区域からの移転の促進、空家発生の防止を図るため、以下に掲げる既存住宅の解体除却工事に対する補助制度を創設されたい。

①建替えのために行う耐震性の劣る既存住宅の解体除却工事

②環境性能の高い住宅への建替えのために行う省エネ性の劣る既存住宅の解体除却工事

③災害リスクの高い区域から安全な区域への移転のための既存住宅の解体除却工事

④相続後居住予定のない空家の解体除却工事

（４）環境・ストック活用推進事業の継続（補助）

住宅産業の技術力や生産性の向上、住宅ストックの性能向上等のために行う、IoT・AI 等の先端技術の活用、DX の推進、部分的な ZEH 化やレジリエンス性向上等のための技術開発に係る取組みを推進するため、本事業の補助対象を拡充し、継続されたい。

（５）大工技能者育成等の取組みに対する支援の継続（補助）

良質な住宅ストックの整備及び維持管理が将来にわたって継続的に行えるよう、若年者の住宅産業への参入を促して必要な建築技術者を確保することが喫緊の課題となっているものの、これまで若年建築技術者育成の中核を担ってきた中小工務店が独力でこれを続けることはコスト面で困難な状況にある。このため、若年技術者の育成コストに見合った補助単価の引上げや補助方式の改善を行われたい。

（６）買取再販の性能向上への支援の合理化

買取再販は、性能向上の改修が行いやすいことから、性能向上のためのリフォーム支援について、従前所有者、既存住宅取得者、買取再販時の事業者のいずれもが等しく補助を活用できるよう合理化を図られたい。

①「住宅エコリフォーム推進事業」についてもリフォーム事業者の申請を可能とされたい。

②「給湯省エネ事業」は、買取再販業者を補助対象に加えられたい。

4. 改正石綿障害予防規則の円滑な推進のための改善の要望

改正石綿障害予防規則により、2022 年 4 月から、建築物等の解体・改修工事を行う施工業者は、当該工事における石綿含有建材の有無の事前調査、及び一定規模以上のリフォーム工事では調査結果の報告が義務付けられている。また、2023 年 10 月からは、有資格者によるアスベスト事前調査が義務化されることとなっている。少額工事を含め、すべての改修工事（事前調査対象外作業を除く）に有資格者による事前調査が必要となることから、有資格者の確保、調査記録の保存等、事業者の負担が大きくなる。本制度への対応について、特に中小零細のリフォーム事業者において非常に難しい状況も見受けられることから、施行から１年を経過した現時点において改善を検討されたい。

① WEB 講習の導入等を通じたアスベスト事前調査者の資格取得の円滑化

②事前調査対象外作業について、飛散のリスクが極めて少ない場合等、その範囲の拡大等の緩和措置

③石綿含有製品の譲渡、提供又は使用が禁止された 2006 年 9 月 1 日以降に建築された建築物については解体、改修、リフォーム工事における石綿事前調査記録の作成、保存を不要とすること

5. 安全衛生規則の緩和要望

2024 年 4 月からの時間外労働の上限規制適用を控え､建設技術者の働き方改革がより一層必要となる中､ICT 技術を活用した施工管理が進展し、現場の状況確認や連絡調整が遠隔で可能になっている。

このため、特定元方事業者の講ずべき措置として労働安全衛生法に定める作業場所の巡視については、遠隔による安全巡視を認めるとともに、建設業法に定める主任技術者の専任を要しない小規模な建設工事現場において、同一の場所で同一の時間に混在作業が行われない作業日で作業のリスクの高くない場合については、安全巡視の頻度（毎作業日に少なくとも一回）を緩和されたい。

6. 建設キャリアアップシステム登録の改善・支援

住宅業界においては小規模事業者が多く、登録に関する業務負荷が大きいため、行政書士に依頼する場合が多くなっている。その費用的な負担が大きいことから、小規模事業者でも登録しやすいよう、登録申請手続の簡略化、並びに行政書士費用に対する支援を充実（企業や個人事業者に対象を拡大）されたい。

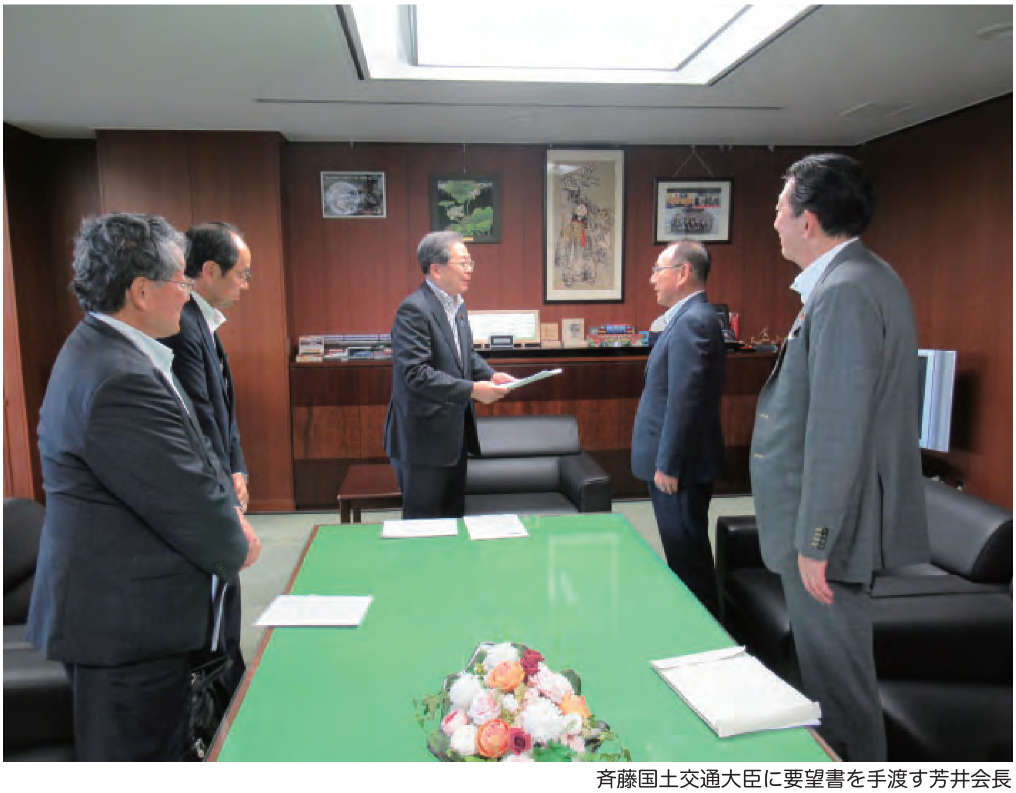

斉藤国土交通大臣に要望書を手渡す芳井会長

令和６年度 国土交通省税制改正要望事項（関連項目抜粋）

主要項目

1. 持続的な経済成長の実現

（１）不動産市場の活性化

① 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長（固定資産税等）

② 土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長（不動産取得税）

③ 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長（印紙税）

（２）産業の生産性の向上、国際競争力の確保・強化

① 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置（所得税・法人税・固定資産税等）

② 民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の延長（登録免許税）

③ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長等（軽油引取税）

④ 国際船舶の増加促進に係る特例措置の拡充・延長（登録免許税・固定資産税）

⑤ CN（カーボンニュートラル）投資促進税制の拡充・延長（所得税・法人税等）

⑥ JR 貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置の延長（固定資産税）

2. 豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり

（１）住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

① 現下の住宅取得環境の悪化等を踏まえた住宅取得促進策に係る所要の措置

② 新築住宅に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

③ 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

④ 省エネ性能等に優れた住宅の普及促進に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税・固定資産税）

⑤ 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長（所得税等）

⑥ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長（登録免許税）

⑦ 既存住宅のリフォームに係る所得税の特例措置の拡充・延長（所得税）

⑧ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る固定資産税の特例措置の延長（固定資産税）

（２）都市の魅力の向上と活力ある地域づくり

① まちづくり GX の推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設（所得税・法人税・登録免許税・印紙税・不動産取得税・固定資産税等）

② 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の延長（固定資産税等）

（３）地域交通ネットワークの構築

① 地方航空ネットワークの維持・拡大を図るための国内線航空機に係る特例措置の延長（固定資産税）

② 鉄道事業再構築事業を実施したローカル鉄道の資産取得に係る税制の特例措置の創設（登録免許税・不動産取得税）

③ 鉄道・運輸機構が JR 北海道、JR 四国、JR 貨物から引き取る不要土地に係る特例措置の延長（不動産取得税）

④ ノンステップバスや UD タクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長（自動車重量税・自動車税）

3. 災害に強く安全で安心な社会の実現

① 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の延長（固定資産税）

② 津波避難施設に係る特例措置の延長（固定資産税）

③ 津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長（固定資産税）

【令和６年度 国土交通省税制改正要望の背景と概要】

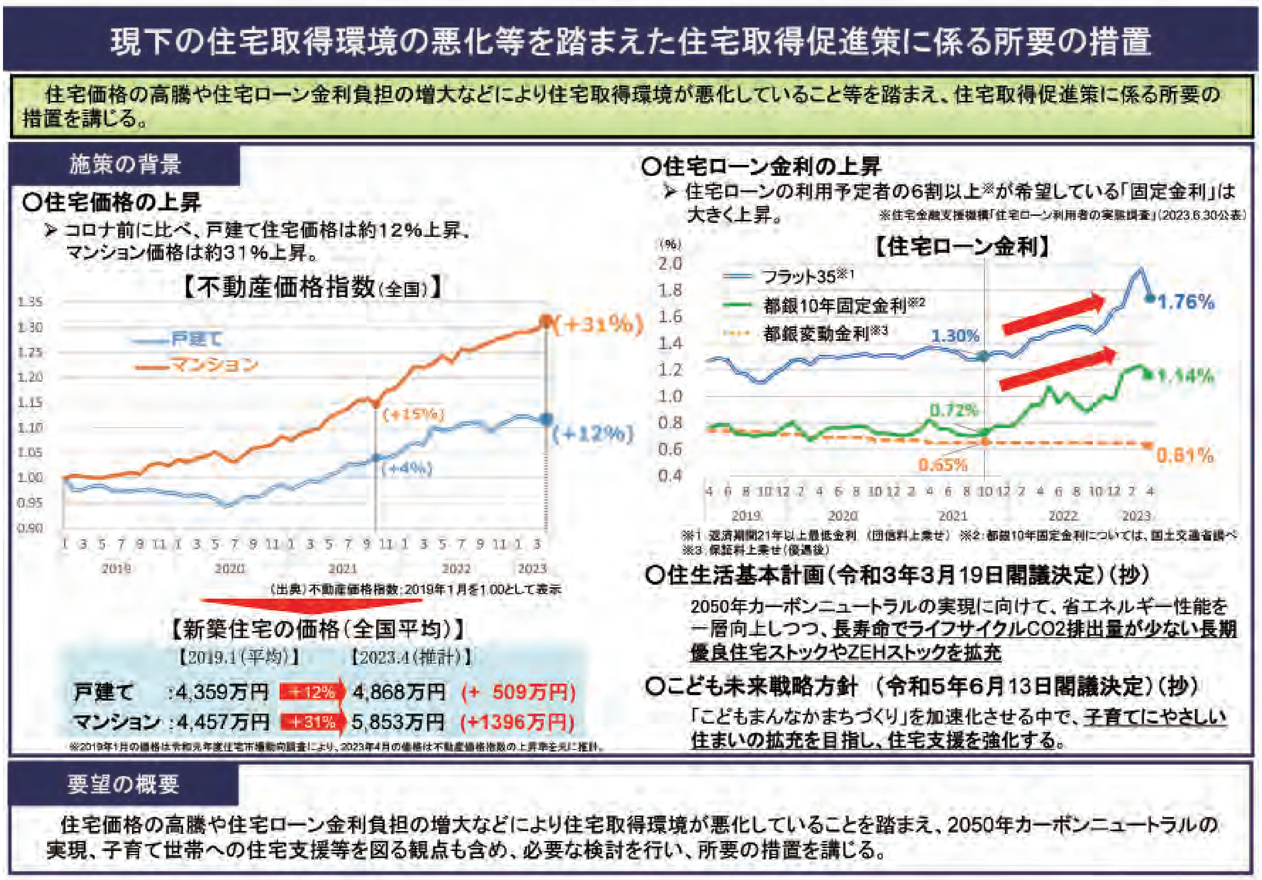

2．豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり （1）住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保②

新築住宅に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間延長する。

施策の背景

住宅取得に係る負担軽減の必要

- 住宅価格は年々上昇傾向。
- 住宅取得環境は引き続き厳しい状況にあり、住宅取得者の初期負担軽減が必要。

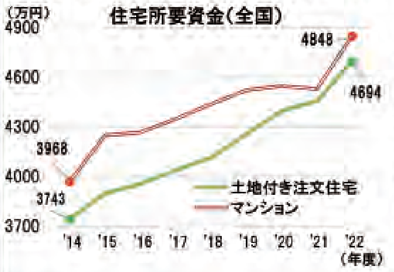

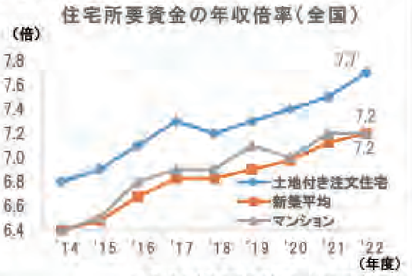

（出典）住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」

ストックの基礎的な質の向上の必要

- 住宅の基礎的な「質」である耐震性は未だ不十分。
- 耐震化を進める上での主要な手段である新築・建替えを支援する必要。

【住宅の耐震化率】

現状（平成30年推計）
耐震性を有しない住宅ストックの比率：約13%
総戸数約5,360万戸のうち、耐震性あり 約4,660万戸
耐震性なし 約 700万戸

↓

目標（令和12年）
おおむね解消
※住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】
新築住宅に係る税額の減額措置
①戸建て：3年間 税額1／2を減額 ②マンション：5年間 税額1／2を減額

要 望

現行の措置を2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）延長する。

【本特例による負担軽減効果（例）】
2,000万円の住宅を新築した場合
➡ 3年間で約27万円の負担軽減効果
（3年目までの固定資産税額（国土交通省推計）
・本特例がない場合：18.2万円／年
・本特例がある場合：9.1万円／年）

2．豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり （1）住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保③

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るため、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 住宅価格は年々上昇傾向。
- 住宅取得環境は引き続き厳しい状況にあり、住宅取得者の初期負担軽減が必要。

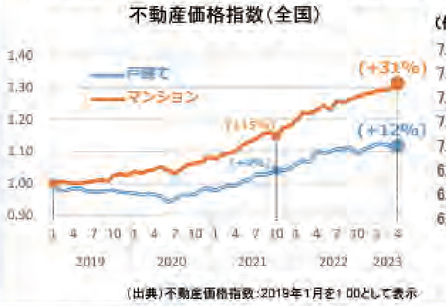

（出典）不動産価格指数：2019年1月を1.00として表示

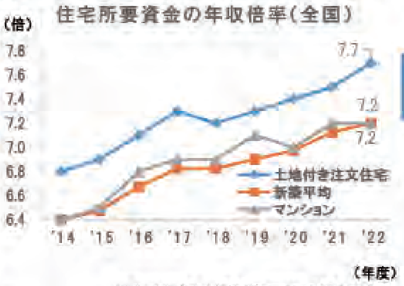

（出典）住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」

〇本特例は、住宅取得の初期負担を軽減し、内需の柱である住宅投資を喚起する観点から、60年以上にわたって措置。

〇住宅の取得や、子供の人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進が必要（「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定））。

〇住宅の取得環境が悪化する中、住宅取得に係る負担軽減措置を引き続き実施する必要。

要望の概要

特例措置の内容

【登録免許税】
・所有権の保存登記について税率軽減（本則 0.4%→特例 0.15%）
・所有権の移転登記について税率軽減（本則 2% →特例 0.3%）
・抵当権の設定登記について税率軽減（本則 0.4%→特例 0.1%）

要 望

・現行の措置を2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）延長する。

【本特例措置の効果イメージ】
＜新築住宅の場合＞
・保存登記：2.5万円軽減（4万円→1.5万円）
・抵当権設定登記：4.5万円軽減（6万円→1.5万円）
＜中古住宅の場合＞
・移転登記：22.1万円軽減（26万円→3.9万円）
・抵当権設定登記：4.5万円軽減（6万円→1.5万円）
（※）2,000万円（固定資産税評価額1,300万円、新築建物価格認定基準表額：1,000万円）の住宅を取得（借入額1,500万円）した場合を想定

2．豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり　（1）住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保④

省エネ性能等に優れた住宅の普及促進に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税・固定資産税）

省エネ性能等に優れた住宅の普及を促進するため、以下のとおり、認定住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- ○ 我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すため、家庭部門のCO2排出量を2030年度に66%削減（ 2013年度比）する目標を掲げている。（地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定））
- ○ 地球温暖化対策計画等も踏まえ、改正建築物省エネ法が令和4年6月17日に公布され、2025年4月（予定）からすべての新築住宅に省エネ基準の適合義務が課せられるとともに、2030年度までに新築についてZEH水準の省エネ性能の確保を目指す。
- ○ 2022年10月に、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の認定基準がZEH水準へ引き上げられた。
- ○ 長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない認定長期優良住宅や高度な省エネ性能を有する認定低炭素住宅の普及促進を図り、引き続き脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックの形成を図る必要がある。

要望の概要

特例措置の内容

○認定長期優良住宅に係る特例措置

【登録免許税】

税率を一般住宅特例より引下げ

- ➢所有権保存登記：一般住宅特例0.15%→0.1%
- ➢所有権移転登記：一般住宅特例0.3%　→マンション：0.1%、戸建て：0.2%

【不動産取得税】

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額

- ➢一般住宅特例1,200万円→1,300万円

【固定資産税】

一般住宅特例（1/2を減額）の適用期間を延長

- ➢戸建て：3年間→5年間、マンション：5年間→7年間

○認定低炭素住宅に係る特例措置

【登録免許税】

税率を一般住宅特例より引下げ

- ➢所有権保存登記：一般住宅特例0.15%→0.1%
- ➢所有権移転登記：一般住宅特例0.3%　→0.1%

要　望

現行の措置を2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）延長する。

2．豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり　（1）住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保⑤

居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長（所得税・個人住民税）

国民一人一人が、ライフステージに応じた住宅を無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、居住用財産の買換え等に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

居住のミスマッチ

世帯人数の多い世帯と高齢単身・夫婦世帯が住む住宅の広さにミスマッチがみられる。

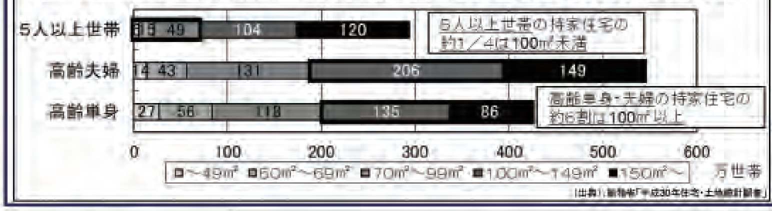

（出典）総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

住宅売却損益の発生状況

居住用財産の譲渡のうち、約5割において売却損が発生しており、住替えの支障となっている。

また、譲渡益が発生する場合にも、多額の税負担が発生している。

住宅売却損益の発生状況

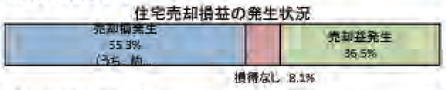

（出典）（一社）不動産流通経営協会

要望の概要

特例措置の内容

※いずれも【所得税・個人住民税】

【譲渡益が生じた場合】

① 住宅の住替え（買換え）にあたって、譲渡資産に係る譲渡益に対する課税について、買換資産を将来譲渡するときまで課税を繰り延べ（※）

※譲渡資産の売却額が買換資産の取得額以上の場合は、その差額分について譲渡があったものとして課税

【譲渡損が生じた場合】

② 住宅の住替え（買換え）にあたって譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高があるときは、譲渡損失額を所得金額の計算上控除（以降3年間繰越控除）

③ 住宅の譲渡にあたって譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残るときは、住宅ローン残高から譲渡資産の売却額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除（以降3年間繰越控除）

要　望

現行の措置を2年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）延長する。

2．豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり　（１）住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保⑥

買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長（登録免許税）

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、一定の質の向上を図るためのリフォームを行った後、個人の自己居住用住宅として譲渡する場合において、買主による移転登記に課される登録免許税を減額する特例措置を２年間延長する。

施策の背景

○買取再販は、**不動産の企画・販売力のある事業者**が、既存住宅を一旦取得し、**効率的・効果的にリフォーム**を行った上で、エンドユーザーに販売する事業形態。

○ノウハウのある事業者が質の向上を行っていることが、**消費者に安心感を与え**、**既存住宅流通・リフォーム市場の活性化**に大きく寄与。また、**空き家の有効活用**にも有力な手段となるため、本特例措置の延長は必要。

目標　2030年までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模を14兆円とする。（2018年：12兆円）〔住生活基本計画（令和3年3月閣議決定）〕

要望の概要

特例措置の内容　宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた既存住宅を取得する場合に、買主に課される登録免許税の税率を一般住宅特例より引下げ。

要　望　現行の措置を2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）延長する。

2．豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり　（１）住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保⑦

既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長（所得税）

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長するとともに、こども・子育て政策の抜本的強化に向けて、「こどもまんなかまちづくり」を推進するため、子育てに対応した住宅へのリフォームに係る所得税の特例措置を新たに講じる。

施策の背景

- 2022年の出生数は約77万人と過去最低で、**少子化は危機的状況**。
- 理想のこども数を持たない理由として、若い世代の多くが**住宅事情**を挙げている。
- 住宅価格の高騰等に伴い、子育て世帯の**住替えが困難**になっている。

⇒ **子育てに対応した住宅へのリフォーム**を支援し、**子育て世帯の居住環境を改善。**

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）
- こども・子育て政策は**最も有効な未来への投資**であり、「**こども未来戦略方針**」に沿って、**政府を挙げて取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させる**。
- 子育てしやすい地方への移住や子育てを**住まい**と周辺環境の観点から応援する「**こどもまんなかまちづくり」を推進する**

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）
- …**子育てにやさしい住まいの拡充**を目指し、**住宅支援を強化**する。具体的には、…**既存の民間住宅ストックの活用を進める**。

要望の概要

① 現行の措置を2年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）延長する。

② 子育てに対応した住宅へのリフォームを行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%を所得税から特別控除する。

対象工事		対象工事限度額	最大控除額（対象工事）
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円（350万円）	25万円（35万円）
三世代同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震＋省エネ＋耐久性	500万円（600万円）	50万円（60万円）
	耐震or省エネ＋耐久性	250万円（350万円）	25万円（35万円）
子育て［拡充］		**250万円**	**25万円**

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合
※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

子育てに対応した住宅のイメージ

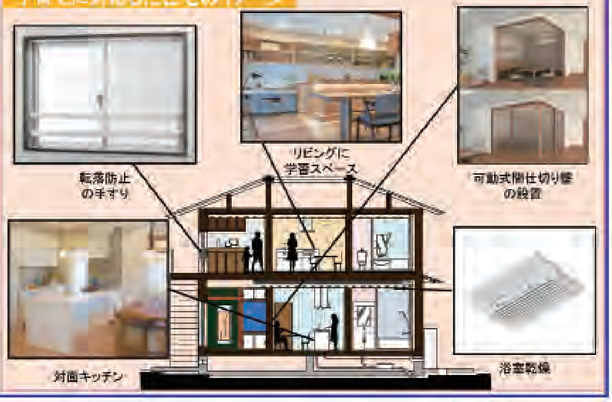

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長（固定資産税）

既存住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネ化・長寿命化を進め、住宅ストックの性能向上を図るため、住宅リフォーム（耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォーム）をした場合の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- ➢ 我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要
- ➢ 既存住宅活用型市場の柱である、住宅リフォーム市場規模は伸び悩んでいる現状
- ⇨ リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要
  【住生活基本計画における目標】
  令和12年までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模を14兆円に拡大

住生活基本計画（令和3年3月閣議決定）

○耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新

○バリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進

要望の概要

特例措置の内容

■工事翌年度※1の固定資産税の一定割合を減額

	減額割合	適用期限
耐震	1/2を減額	R6.3.31
バリアフリー	1/3を減額	
省エネ	1/3を減額	
長期優良住宅化※2	2/3を減額	

※1 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間1/2を減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度2/3を減額・翌々年度1/2を減額

※2 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

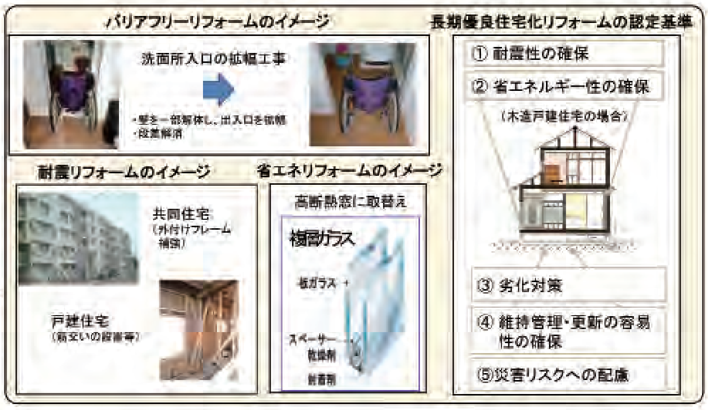

要　望

現行の措置を2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）延長する。

土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長（固定資産税・都市計画税）

土地に係る固定資産税について、①現行の負担調整措置、②市町村等が一定の税負担の引下げを可能とする条例減額制度、を3年間延長する。

施策の背景

・足元の経済は、コロナ禍前の水準まで回復しておらず、物価上昇の影響等も懸念。経済回復の歩みを着実なものにしていくことが重要。

・令和6年度は固定資産税「評価替え」により、引き続き税負担は増加。

・仮に負担調整措置等が縮小・廃止となれば、都市部の商店主や製造業をはじめ、広く国民の負担が大幅に増加し、経済回復に大きく影響。

※負担調整措置は、平成6年度の抜本的改正以降、これまで継続。

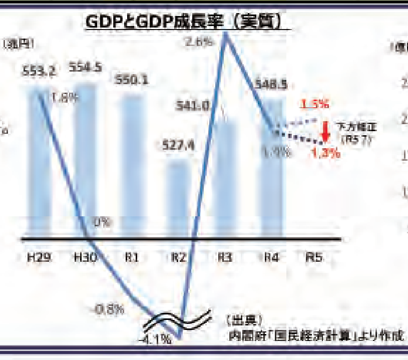

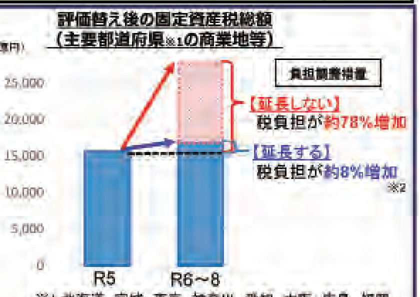

※1 北海道、宮城、東京、神奈川、愛知、大阪、広島、福岡
※2 R6 は約5%増加
（出典）国土交通省試算

要望の概要

特例措置の内容

① 負担調整措置

商業地等及び住宅用地について、負担水準（＝前年度の課税標準額÷当年度の評価額）に応じて、当年度の課税標準額を調整。

	当年度の課税標準額（現行）
＜商業地等＞	
ア　負担水準が70%以上	当年度の評価額の70%
イ　負担水準が60%以上70%未満	前年度の課税標準額と同額
ウ　負担水準が60%未満	前年度の課税標準額に「当年度の評価額の5%」を加算した額
＜住宅用地＞	
ア　負担水準が100%以上	当年度の評価額の100%
イ　負担水準が100%未満	前年度の課税標準額に「当年度の評価額の5%」を加算した額

② 条例減額制度

・ 商業地等について、課税標準額の上限を「評価額の60～70%の範囲で条例で定める値」とすることができる。

・ 住宅用地及び商業地等について、課税標準の対前年度増加率に上限（1.1以上で条例で定める割合）を設けることができる。

要　望

現行の負担調整措置、条例減額制度を、3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）延長する。

1．持続的な経済成長の実現　（1）不動産市場の活性化②

土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長（不動産取得税）

土地等に対する需要を喚起することにより、土地等の流動化・有効利用を促進し、経済回復を着実に進めていくため、以下の特例措置を3年間延長する。
①宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（1/2控除）
②土地等の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置（特例3%、本則4%）

施策の背景

・土地取引件数は、依然として低水準。
・また、土地の購入者は多くが個人や資本金1億円未満の中小企業であり、特例措置による負担軽減効果は大きい。
・**取得時の負担を軽減することで土地等に対する需要を喚起することにより、土地等の流動化と有効利用を促進し、経済回復を着実に進めていく。**

土地取引件数の推移

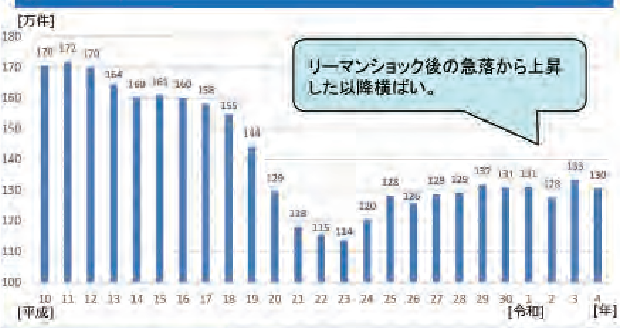

土地取引の内訳

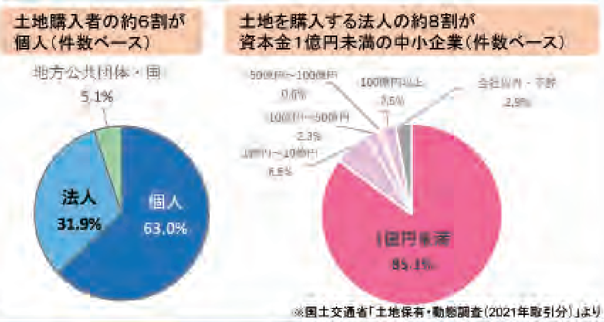

※国土交通省「土地保有・動態調査（2021年取引分）」より

要望の概要

特例措置の内容

【不動産取得税】土地等の取得に係る課税標準・税率を右記のとおり軽減

対象	本則	特例
①宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例	－	1/2
②土地等の取得に係る不動産取得税の税率の特例	4%	3%

要　望

現行の措置を3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）延長する。

1．持続的な経済成長の実現　（1）不動産市場の活性化③

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長（印紙税）

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

・建設業においては、重層下請請負構造の中で**多段階にわたり印紙税が課税。**
・さらに、不動産流通段階でも課税され、最終的には**エンドユーザー**（例：戸建住宅等を購入する個人、工場建設の施主となる中小企業など）**に転嫁。**
・**このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し、消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る必要。**

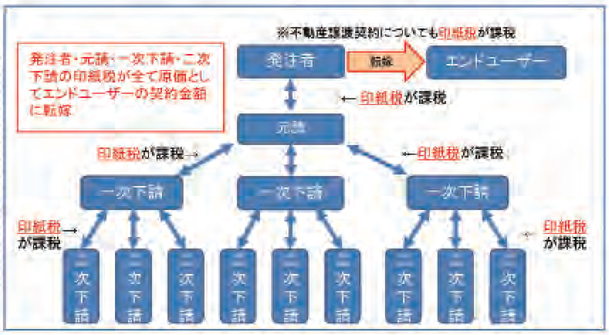

要望の概要

特例措置の内容

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、右表の「現行の特例措置」のとおり軽減

契約金額 不動産の譲渡に関する契約書	契約金額 建設工事の請負に関する契約書	本則	現行の特例措置
10万円超　50万円以下	100万円超　200万円以下	400円	200円（50%減）
50万円超　100万円以下	200万円超　300万円以下	1,000円	500円（50%減）
100万円超　500万円以下	300万円超　500万円以下	2,000円	1,000円（50%減）
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円（50%減）
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万円（50%減）
5,000万円超	1億円以下	6万円	3万円（50%減）
1億円超	5億円以下	10万円	6万円（40%減）
5億円超	10億円以下	20万円	16万円（20%減）
10億円超	50億円以下	40万円	32万円（20%減）
50億円超		60万円	48万円（20%減）

要　望

現行の措置を2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）延長する。

令和６年度 住宅局関係予算概算要求概要
（関連項目抜粋）

基本方針

重点施策のポイント

令和６年度住宅局関係予算については、以下の分野における施策を中心に重点的に取り組むこととする。

①誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保
②住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現
③住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備
④既存ストックの有効活用と流通市場の形成
⑤住宅・建築分野の DX・生産性向上の推進

その際、新たな投資を促す誘発効果の高いもの、緊急性の高いもの、民間のノウハウを活かした既存ストックを有効活用するものについて重点的に支援し、限られた予算の中で最大限の効果の発現を図る。

事業費・国費総括表

（単位：百万円）

事項	事業費			国費			
	令和６年度要求・要望額 (A)	前年度 (B)	対前年度倍率 (A／B)	令和６年度要求・要望額 (C)	うち「重要政策推進枠」 (D)	前年度 (E)	対前年度倍率 (C／E)
住宅対策	3,032,233	2,843,263	1.07	186,906	46,726	155,754	1.20
都市環境整備	169,834	169,529	1.00	10,092	2,523	8,409	1.20
災害復旧等	202	202	1.00	101	0	101	1.00
公共事業関係計	**3,202,269**	**3,012,994**	**1.06**	**197,099**	**49,249**	**164,264**	**1.20**
行政経費	—	—	—	14,806	3,692	12,340	1.20
合計	**3,202,269**	**3,012,994**	**1.06**	**211,905**	**52,941**	**176,604**	**1.20**

注．計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

主要事項

1. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

令和６年度予算概算要求額：211,905 百万円
※社会資本整備総合交付金等を除く

（１）子ども・子育て

・公営住宅等において子育て世帯向けに住戸を改修する際の支援の強化
・UR 賃貸住宅において子育て世帯等と親世帯等が近居した場合の家賃減額への支援の強化
・空き家を改修して子育て世帯向けに活用する取組への支援の強化
・子育て世帯向けのセーフティネット登録住宅への支援の強化

・フラット 35 の金利引下げ等を通じた、子育て世帯等に対する住宅取得支援の強化
・マンション等において安全・安心に子育てできる環境整備に対する支援の強化

（2）住まいのセーフティネット

・セーフティネット登録住宅への支援の強化
・居住支援法人と賃貸人等との連携によるセーフティネット登録住宅への入居を円滑化する取組への重点支援
・居住支援活動への支援

（3）バリアフリー

・不特定多数の者が利用する既存建築物のバリアフリー改修等への支援

2. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

（1）省エネ対策

【新築】
・中小工務店による ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の整備への支援
・公営住宅の ZEH 化への支援
・ライフサイクルカーボンを算出・評価する先導的な事業への重点支援
【リフォーム】
・既存住宅の省エネリフォームへの支援の強化
・公営住宅・UR 賃貸住宅の省エネ改修への支援
・長期優良住宅の基準に適合するリフォーム等への支援

（2）木材利用の促進

・地域材の活用促進への支援
・優良な木造建築物の整備等への支援
・木造建築物の規制合理化に向けた基準整備の推進

3. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備

（1）防災・減災対策

・住宅・建築物の耐震改修のボトルネック解消に向けた支援の強化
・大規模災害・水害時における一時避難場所等整備支援
・地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止及び早期復旧対策への支援の強化

（2）公営住宅の老朽化対策

・老朽化した高経年の公営住宅の建替への支援

（3）密集市街地対策

・密集市街地の整備改善の促進
・狭あい道路対策における重点路線に係る情報整備等への支援の強化

4. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成

（1）空き家対策・移住等への支援

・空き家の活用促進に係る取組への支援の強化
・フラット 35 の金利引下げを通じた、移住者に対する住宅取得支援の強化

（2）マンションの管理適正化・再生円滑化

・管理水準の低いマンションの長寿命化や解消を図る取組への支援の強化
・地方公共団体が行うマンションの長寿命化等に関する総合的な取組への支援の強化

（3）郊外住宅団地対策

・民間主体の郊外住宅団地の再生に向けた支援の強化

（4）既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

・既存住宅状況調査（インスペクション）等の普及に係る取組への重点支援
・良質な住宅ストックの形成等に資するリフォームへの支援

5. 住宅・建築分野の DX・生産性向上の推進

（1）DX 等の推進による生産性向上

・都市・不動産分野の DX と連携した建築 BIM の社会実装の加速化への支援
・IoT 技術を活用した先進的な住宅の整備への支援
・空き家対策における DX の推進
・DX 推進により労働環境向上を図る中小工務店への支援

（2）建築行政手続の DX

・建築確認のオンライン化の推進
・中間・完了検査の遠隔実施をはじめとした建築行政全般のデジタル化の推進

（3）住宅・建築分野における国際展開

・新興国等における事業展開の可能性調査や研修会開催等への支援

個別施策

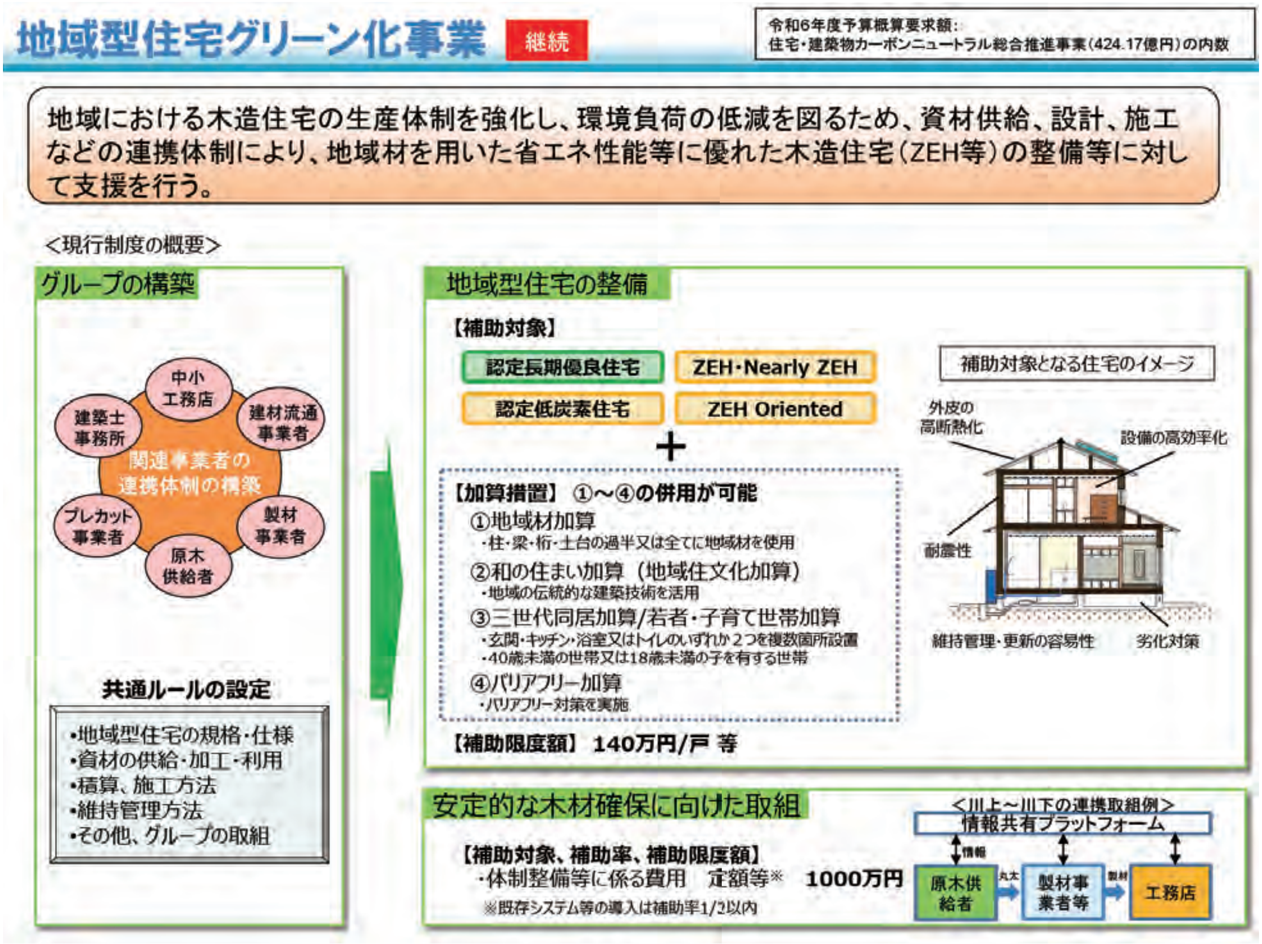

ライフサイクルカーボンの算出・評価への重点支援　継続・延長

令和6年度予算概算要求額：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（424.17億円）の内数、
環境・ストック活用推進事業（81.49億円）の内数

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物の脱炭素化をさらに推進するとともに、国際的な規制の潮流に対応するため、ライフサイクルカーボンをより的確に算出・評価する先導的な事業等へ重点的に支援を行う。

＜現行制度の概要＞

○ サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）

CO2の削減、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策、防犯対策、建物の長寿命化等に寄与する先導的な技術が導入されるリーディングプロジェクトを支援

○ サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）

構造・防火面等に関して先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物の整備に対して支援

ライフサイクルカーボンを算出・評価する取組への重点支援

＋

- 健康性・快適性
- レジリエンス
- 長寿命化

省エネ・省CO_2の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ

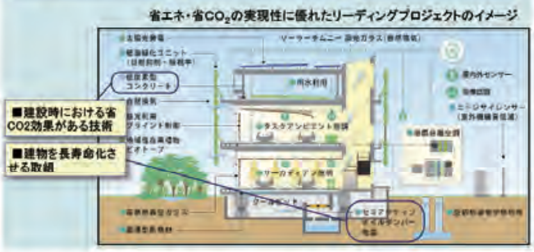

＋

- ・構造・防火面の先導的技術の導入
- ・建築生産システムの先導性
- ・法令上特段の措置を要する規模
- ・多数の者の利用又は技術の公開

この他、新たな木造建築技術を導入するための実験棟の整備へも支援。

○ LCCM住宅の整備の推進

使用段階のみならず資材製造や建設段階等におけるCO2排出量の削減、長寿命化を図りつつ、創エネルギーにより、ライフサイクル全体（建設、居住、修繕・更新・解体の各段階）を通じたCO2排出量をマイナスとするLCCM住宅※に対して支援　※ライフサイクルカーボンマイナス住宅

引用元：LCCM住宅研究・開発委員会

＜補助率＞ 1／2 等
＜限度額＞原則5億円（さらに事業内容に応じて、以下の条件）
　省CO2先導型： 新築の建築物又は共同住宅について建設工事費の5% 等
　木造先導型　： 建設工事費の15% 等

＜補助率＞1／2
＜限度額＞戸建住宅 140万円／戸
　　　　　共同住宅 75万円／戸

住宅エコリフォーム推進事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業　拡充

令和6年度予算概算要求額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（424.17億円）の内数、社会資本整備総合交付金等の内数

令和5年度予算において、住宅の省エネ改修に係る支援メニューの見直しを行ったところ、改修に要する費用の実態等を踏まえて、省エネ改修の推進に向けて支援を強化する。

＜現行制度の概要＞

住宅（交付金及び補助金（直接補助））

省エネ診断　民間実施：国と地方で2/3（直接補助の場合は国1/3）
公共実施：国1/2

省エネ設計等・省エネ改修（建替えを含む）

■ 交付対象

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額
※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
※ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。
※改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）。
※国による直接補助は、令和6年度末までに着手したものであって、改修による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定する。

■ 交付額（国と地方が補助する場合）

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援

省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
300,000円／戸 交付対象費用の4割を限度	700,000円／戸 交付対象費用の8割を限度

【既存住宅の省エネ改修のイメージ】

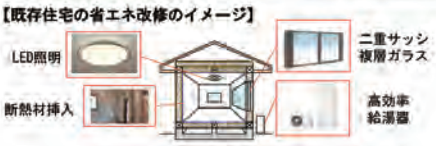

建築物（交付金）

省エネ診断　民間実施：国と地方で2/3
公共実施：国1/3

省エネ設計等　民間実施：国と地方で2/3
公共実施：国1/3

省エネ改修（建替えを含む）

■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事
※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
※改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）
※省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベルへの改修のみ対象。

■ 交付率

民間実施：国と地方の合計で23%

公共実施：国11.5%

■ 補助限度額（国と地方が交付率23%で補助する場合）

省エネ基準適合レベル	ZEBレベル
5,600円／㎡	9,600円／㎡

中大規模木造建築の普及加速化に向けた支援 継続

令和6年度予算概算要求額：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業
（424.17億円）の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、木造化の未開拓領域であり炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行うとともに、コストや施工性等において高い競争力を有し広く展開できる構法の技術開発に対する支援への重点化を図る。

<現行制度の概要>

優良木造建築物等整備推進事業

【補助要件】
次の①～⑤を満たすもの
①主要構造部に木材を一定以上使用する木造の建築物等（木造と他の構造との併用を含む）
②耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの
③不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの
（事務所、共同住宅、商業施設、ホテル、学校、病院、児童福祉施設、劇場、美術館、百貨店、展示場　等）
④多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの
⑤省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

【補助事業者】 民間事業者等

【補助対象費用】
・調査設計計画費のうち木造化に係る費用
・建設工事費のうち木造化による掛かり増し費用相当額

【補助率・上限額】 1/3等（上限 3億円）

＜補助対象となる建築物イメージ＞

中層の木造の事務所

普及加速化に資する構法の技術開発等に係る支援

【補助対象費用】
中大規模木造建築の普及加速化に資する構法の実装に向けた検討等に係る費用

【補助事業者】
民間事業者等

【補助率】
定額

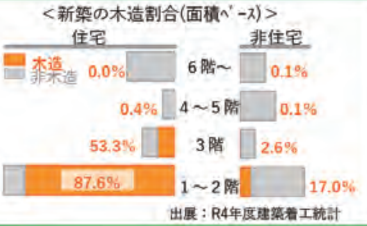

空き家対策総合支援事業、空き家再生等推進事業 拡充

令和6年度予算概算要求額：71.8億円、
社会資本整備総合交付金等の内数

**人口や世帯数の減少を背景として増加する空き家がもたらす問題に適切に対応するとともに、子育て世帯に対する住宅支援の強化や、移住・二地域居住の促進のため、空き家の活用促進に係る取組への支援等を強化する。
また、空き家対策の効率化や空き家活用の促進のため、空き家対策におけるDXの推進に向けた取組を強化する。**

<現行制度の概要>

	空き家対策総合支援事業	空き家再生等推進事業 ［社会資本整備総合交付金］
補助対象	＜空き家対策基本事業＞ ○ 空き家の活用 （地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用） ○ 空き家の除却　（特定空家等） ○ 空き家を除却した後の土地の整備　等 ＜空き家対策附帯事業＞ ○ 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業 ※その他、空き家対策関連事業、空き家対策促進事業がある。 ＜空き家対策モデル事業＞ ○調査検討等支援事業 創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援 ○改修工事等支援事業 創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援	○ 空き家の活用 （地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用） ○ 空き家の除却　（不良住宅等） ○ 空き家を除却した後の土地の整備　等
補助要件	・空家等対策計画に定める地区で行うこと ・区域内において空き家対策に取組む民間事業者等を構成員とする協議会等と連携して空き家対策総合実施計画を策定すること　等	・空家等対策計画に定める地区で行うこと
実施主体	地方公共団体、民間事業者等	
補助率	（下表参照）	
事業期間	平成28年度～令和7年度	―

補助対象	空き家所有者等が実施 [illegible]	地方公共団体が実施
活用・土地整備	国 1/3 ／ 地方公共団体 1/3 ／ 所有者等 1/3	国 1/2 ／ 地方公共団体 1/2
除却	国 2/5 ／ 地方公共団体 2/5 ／ 所有者等 1/5	国 2/5 ／ 地方公共団体 3/5 ※代執行等の場合は、国1/2 地方公共団体1/2

※空き家対策総合支援事業の空き家対策モデル事業は、国による直接補助（調査検討等：定額、活用・土地整備：国1/3 民間事業者等2/3、除却：国2/5 民間事業者等3/5）

長期優良住宅化リフォーム推進事業 継続

令和6年度予算概算要求額:
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（424.17億円）の内数

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、良質な住宅ストックの形成等に資するリフォームへの支援を行う。

<現行制度の概要>

事業概要

【対象事業】

以下の①、②を満たすリフォーム工事

①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること

【補助率】 1／3

【限度額】 100万円／戸

○ 長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合　200万円／戸

○ 三世代同居改修工事を併せて行う場合
　若者・子育て世帯が工事を実施する場合
　既存住宅を購入し工事を実施する場合
　一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20％とする場合

⇒ 上記の限度額に、50万円／戸を加算

○インスペクションの実施　○維持保全計画・履歴の作成

○性能向上等 ｛・耐震性　・劣化対策　・省エネルギー性　・維持管理・更新の容易性　・バリアフリー性　・可変性｝

○子育て世帯向け改修　○三世代同居改修

○防災性・レジリエンス性向上改修

効果

○ 良質な既存住宅ストックの形成　○ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化　○子育てしやすい生活環境の整備　等

大工技能者等の担い手確保・育成事業 継続

令和6年度予算概算要求額:
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（424.17億円）の内数

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組について、中小工務店等のDX推進による労働環境向上を図る取組を重点的に支援する。

<現行制度の概要>

民間団体等が実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

【補助対象】

(1)育成
　大工技能者等を対象とした木造住宅の新築・リフォーム等の技能習得に係る研修

(2)確保
　将来世代の確保（処遇改善、DX推進による労働環境向上等）に向けた取組

【補助率・補助上限額】
　補助率：定額、補助上限額：1億円
　※(2)のみを行う場合の上限額は3千万円

木造戸建住宅の工務店等規模別シェア

○ 年間受注戸数が50戸未満の大工・工務店が木造戸建住宅の約５割を供給

戸建住宅供給の大工・工務店における年間受注戸数別シェア

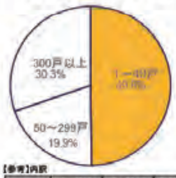

木造住宅供給戸数262千戸のうち
中小大工・工務店による
木造住宅供給戸数が131千戸

【参考】内訳

	1～49戸	50～299戸	300戸以上	（中小大工・工務店による木造住宅供給戸数）/（木造住宅供給戸数）
在来木造	53.3%	19.9%	26.7%	119千戸/224千戸
2×4	34.5%	23.2%	42.4%	10千戸/30千戸
プレハブ	1.4%	4.8%	93.8%	0.1千戸/7千戸
その他	67.5%	30.3%	2.2%	0.4千戸/0.6千戸

注：平成25年度の瑕疵担保履行法に基づく届出、住宅瑕疵担保責任保険の加入実績及び各社の公表資料（請負のみ）、住宅着工統計等による（一部推計を含む）。

（総務省「国勢調査」）

令和６年度 環境省予算概算要求概要
（関連項目抜粋）

重点施策項目と個別施策

以下の重点施策項目内の「将来にわたる安全・安心で質の高い暮らしの実現」にて個別施策が掲げられた。

重点施策項目	１．社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応（統合的アプローチ）～
	１－１．社会課題解決に向けた政策パッケージ
	（１）地域の特性に基づく地域資源・自然資本の保全・利用による地域の活性化・強靭化
	（２）国内外のバリューチェーンで日本企業が評価され競争優位になる仕組みの構築
	（３）将来にわたる安全・安心で質の高い暮らしの実現
	（４）成長を支える人材・技術・資金供給の強化
	１－２．国際展開
	１－３．自然再興（ネイチャーポジティブ）
	１－４．炭素中立（ネットゼロ）
	１－５．循環経済（サーキュラーエコノミー）
	２．公害や災害を乗り越える地域が共生する社会に向けた取組～不変の原点の追求～
	２－１．人の命と環境を守る基盤的取組
	２－２．東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO_2加速化支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ　環境省

【令和６年度要求額 117,000百万円（令和４年度第２次補正予算額 9,967百万円）】

暮らし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1．事業目的

・既存住宅の早期の省エネ化により、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適な暮らしの実現、2030年度の家庭部門からのCO_2排出量約７割削減（2013年度比）に貢献し、暮らし関連分野のGXを加速させる。
・先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。
・2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に貢献。

2．事業内容

①既存住宅における断熱窓への改修を促進し、暮らし関連分野のGXを加速させるため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修
補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）
対　象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

3．事業スキーム

■事業形態　①間接補助事業　②委託事業
■補助対象・委託先　①住宅の所有者等　②民間事業者・団体
■実施期間　令和４年度～

4．補助事業対象の例

内窓設置　外窓交換　ガラス交換

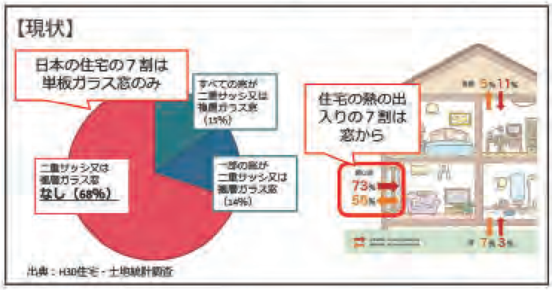

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和６年度要求額　7,550百万円（6,550百万円）】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省ＣＯ２化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約７割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

（1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸

②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸

③上記②のZEH+のうち、断熱等性能等級6以上の外皮強化に追加補助：25万円/戸等

④上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等

（2）既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）

（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等性能等級５に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級６に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、１年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

3. 事業スキーム

■事業形態　　委託事業／間接補助事業

■補助対象・委託先　　住宅取得者等

■実施期間　　令和３年度～令和７年度

4. 補助対象の例

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和６年度要求額　4,840百万円（3,450百万円）】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省ＣＯ２化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約７割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

(１)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

①新築低層ZEH-M（３層以下）への定額補助：40万円/戸

②新築中層ZEH-M（４、５層）への定率補助：補助率1/３以内

③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/３以内

④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など

(２)既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））

(３)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

3. 事業スキーム

■事業形態　　委託事業／間接補助事業

■補助対象・委託先　　住宅取得者等

■実施期間　　平成30年度～令和７年度

4. 補助対象の例

①低層ZEH-M　　②中層ZEH-M　　③高層ZEH-M

④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助

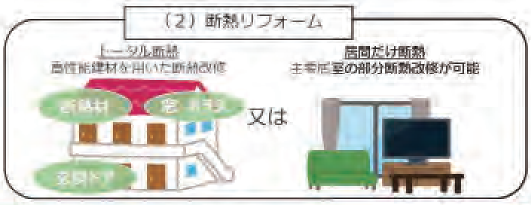

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

令和６年度 経済産業省予算概算要求概要（関連項目抜粋）

個別施策

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

令和6年度概算要求額 314億円（新規）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
水素・アンモニア課

事業の内容

事業目的

家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、高効率給湯器の導入を支援することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現し、暮らし関連分野のGXを加速化させる。

事業概要

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

※ 機器・性能毎に一定額を補助。

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への高効率給湯器の導入を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和6年度概算要求額 72億円（68億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。

事業概要

（１）ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援
超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。

（２）ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m^2以上、既築：2千m^2以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。

（３）次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。

（４）賃貸集合住宅の省エネ化支援
既存賃貸集合住宅への省エネタイプの給湯器の導入を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

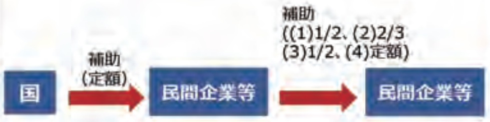

成果目標

令和３年度から令和７年度までの５年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与する。
令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

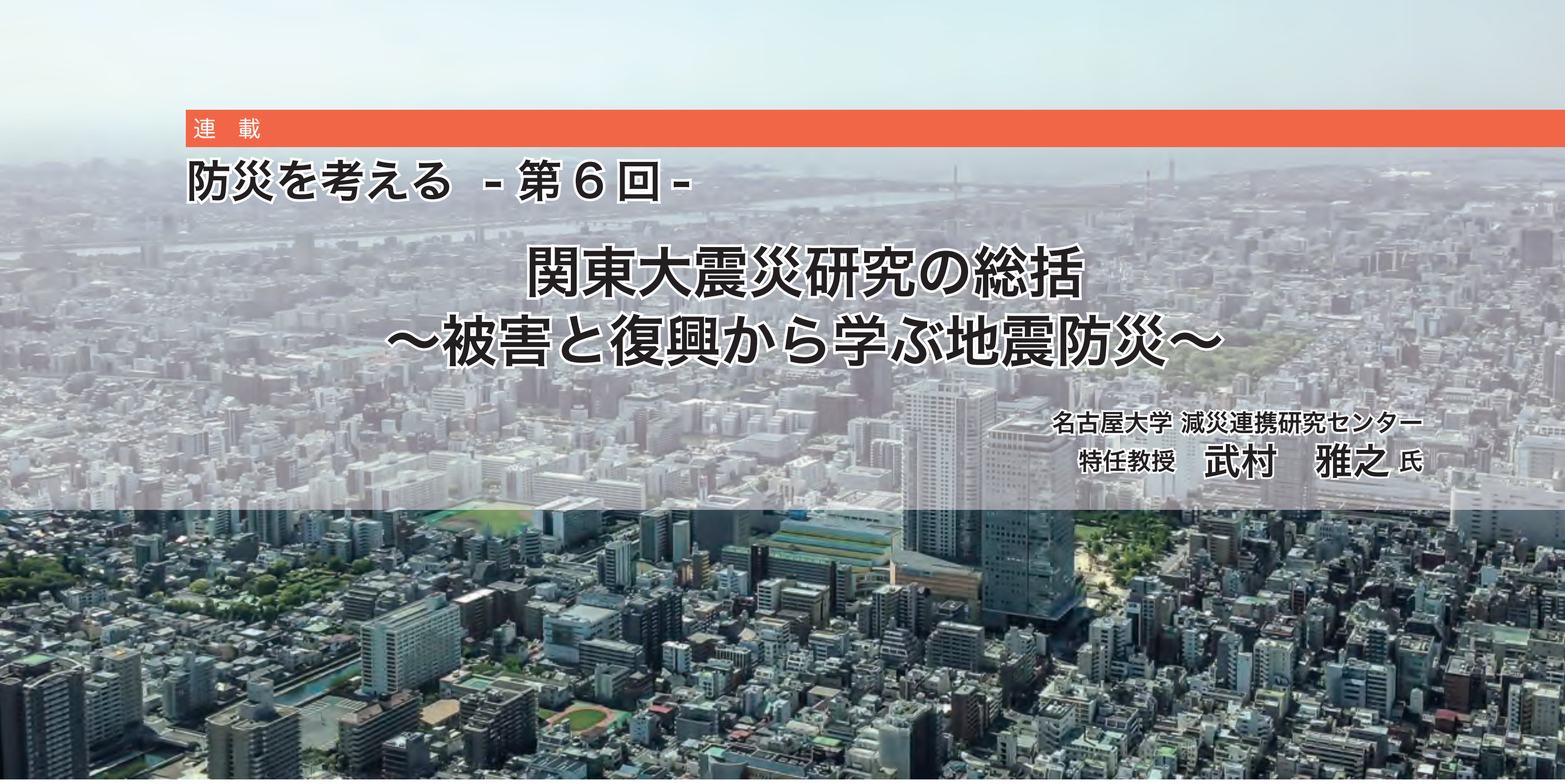

連　載

防災を考える　- 第６回 -

関東大震災研究の総括
～被害と復興から学ぶ地震防災～

名古屋大学 減災連携研究センター
特任教授　武村　雅之 氏

1. 100 年間の地震研究の流れと筆者

1923 年 9 月 1 日 11 時 58 分に関東地震 (M=7.9) が発生してから 100 年が経過した。その間多くの研究が行われてきたが、それらは大まかに 3 つの時期に分けることができる（【文献 (1)】）。第 1 期は言うまでもなく地震発生直後の約 10 年で、地震の観測記録や被害の調査報告書など関東大震災研究のデータベースが整えられた。次に、関東地震についての研究が盛んに行われた時期は発生後約 50 年が経過した 1970 年代前半頃である。この時期が第 2 期である。この間地震の正体が地下で動く断層であること、さらにその断層運動の性質を決めるのに地球を取り巻くプレートの運動が大きな関わりをもっていることが分かってきた。関東地震に関しても、相模トラフから日本列島下に潜り込むフィリピン海プレートの動きと関連させて震源断層およびその動きが明らかにされた。

その後約 20 年が過ぎ、発生から 70 年後の 1990 年代に入り、再び関東地震についての研究が盛んに行われるようになった。第 3 期である。第 3 期は 2005 年ころまで続くが、筆者は第 3 期のはじまりとともに、関東大震災の研究に着手し、第 1 期に蓄積されたデータに立ち戻り、地震のマグニチュードの再評価、震源過程の詳細、余震活動の解明、詳細な震度分布の評価、死者数を含む被害数の確定などを行った。

筆者はその後も独自の調査を続け震源域の真上にあたる神奈川県と最大の被害を出した東京都 23 区を中心に、現地調査を行ってきた。それらの結果によれば、被害は関東・中部の 1 府 9 県におよび、死者・行方不明者数は東日本大震災の約 5 倍で 10 万 5 千人、人口比でみれば約 10 倍、経済被害（直接被害）についてみても、被害総額は当時のお金で約 55 億円、GDP（または GNP）比でも約 10 倍となっていたことがわかる（【表 1】）。まさに国家存亡の機を招いた震災であったと言える。なかでも当時の東京市 15 区（ほぼ現在の都心８区）と震源域直上の神奈川県下に被害が集中し、死者数で見れば前者は 6 万 9 千人、後者は 3 万 2 千人となる。

【表 1】関東大震災と近年の大震災の比較 [文献 (2) より]

項目		関東	阪神・淡路	東日本
発生年		大正 12 年	平成 7 年	平成 23 年
地震規模 M		7.9（8.1）	7.3	9.0
死者不明（人）		約 10 万 5 千	約 5 千 5 百	約 1 万 8 千
家屋被災世帯		約 70 万	約 25 万	約 30 万
経済被害	被害総額	55 億円	9 兆 6 千億円	16 兆 9 千億円
	GDP	150 億円	510 兆円	490 兆円
	GDP 比	36.7%	1.9%	3.4%
	国家予算	15 億円	71 兆円	92 兆円
	予算比	366.7%	13.5%	18.4%

関東大震災時は GDP（国内総生産）でなく GNP（国民総生産）
死者数には関連死は含まれていない

本稿では、まず神奈川県を取り上げ、震源直上で何が起きたのかについて述べる。次いで震源域から外れた東京がなぜ最大の被災地となったのか。さらには、そのような大災害から東京市民は如何にして復興したのか。そして最後に、地震や火災に強い街に生まれ変わったはずの東京で、なぜ今、我々は首都直下地震の脅威に怯えなければならないかを順次考えてみることにする。

2. 震源直上の神奈川県で何が起きたのか

【図１】は震災後 80 年に筆者らが明らかにした関東大震災の詳細な震度分布と震源断層の位置である。神奈川県は震源の直上に位置し、震度７になった地域も非常に広いことが分かる（【文献 (2)】）。被害を住家の全潰、火災による焼失、土砂災害や津波による流失・埋没に分けてみると、神奈川県全体での全潰世帯数は最大の被害を出した東京市を含む東京府の３倍近くになる。震源域の直上にあった神奈川県は地震発生とともに強い揺れに見舞われ、一般住家のほかに耐震性が十分でなかった工場も直撃し多くの工員が犠牲となった。一方、大火災も横浜市・横須賀市をはじめ各地で発生した。さらに土砂災害や津波災害など、地震時に起こるありとあらゆる災害が神奈川県では発生したと言える。

その中でも、特に注目したいのは、土砂災害である。神奈川県内における主な土砂災害を慰霊碑や遺構に即してまとめると山地に限らず都市部も含めて 26 件にのぼる。そのうち、小田原市根府川では熱海線（現在の東海道線）の根府川駅の裏の崖が崩れ土砂は下り 109 列車を押し流し 100m に渡る磯浜を形成し 131 名が犠牲となった。一方、根府川集落では白糸川の上流約 4km から山津波が押し寄せ５分後に集落を埋め尽くし、海岸で遊んでいた児童 20 名を含む 289 名が犠牲となった。同時に津波も押し寄せ多くの遺体の行方すら分からない（【文献 (3)】）。

土砂災害は、地震直後に限らず、それから 20 年以上も住民を苦しめることになる。丹沢山地などで地震により崩壊した土砂が、大雨のたびに河川に流出し川床を上昇させ水害を引き起こした。昭和 12 年、13 年の酒匂川流域での大水害の記念碑など、その惨状を今に伝えている。

【図 1】関東全域にわたる関東大震災の推定震度分布 [文献（2) より]

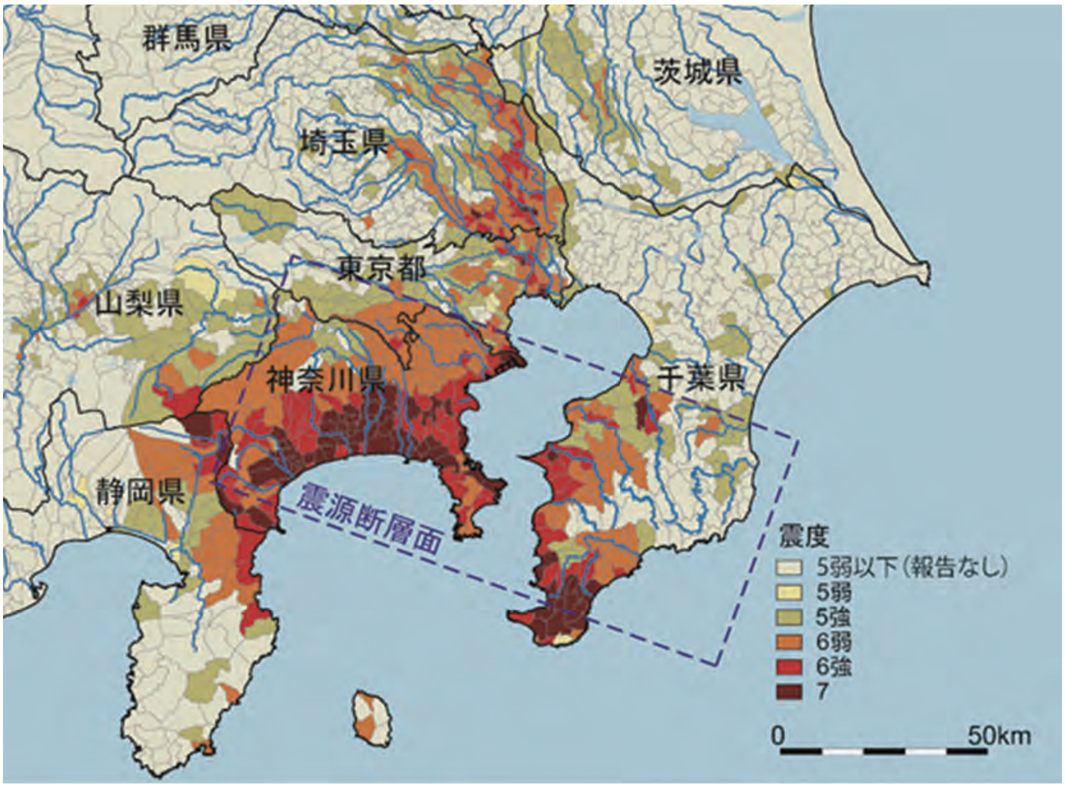

3. 東京はなぜ最大の被災地となったか

江戸・東京は今までに 3 度大きな地震に遭遇している（【表 2】）。その最初が元禄 16（1703）年の元禄地震であるが、顕著な延焼火災もなく、死者数も関東大震災の 1/100 以下の 340 人という記録が残っている(【文献 (2)】)。元禄のころの江戸の地図をみると、江東地域は本所のごく限られた地域に街があるだけである。江東地域に街がなかったとしたら、関東大震災の死者は江西地域の約 1 万人となり、火災が無かったとすれば 1489 人、さらに人口比をかけると約 628 人となる。340 人もそこそこの数字ということになる。

元禄地震から約 150 年が過ぎた安政 2（1855）年に江戸は再び大地震に襲われた。人口は 130 万人に増え、江東地域にも街は広がっていたが、大半は社寺地と武家地（主に下屋敷）で、火災による延焼地域も木造密集地の町人地に限られていた。死者は約 7500 人で関東大震災の 1/10 程度であった。ただし、町方の死亡率をみると、江東地域が 2.7% で平均 0.9% に比べて高く、関東大震災の 13.9%（平均 3.3%）に比べればまだ低いが、予兆ともいえる数字を示していたことがわかる。

関東大震災による大火災の原因は台風崩れの低気圧のために南関東一円で南風が 10m 近く吹いていたことがよく指摘されるが、東京市が最大の被災地となった理由はこれだけではない。もともと地盤が軟弱な江東地域が、明治以降工業地域となり人口が急増し、急速に木造密集市街地となった。つまり東京市が関東大震災で大火災に見舞われ国家存亡の機を招くまでにいたった最大の原因は、道路や公園などの基盤整備を行わないままに、人口集中による木造密集地形成を放置し、促進してしまった明治政府の都市政策の誤りにあったということは、元禄、安政の地震被害との比較からも明らかである（【文献 (2)】）。また、関東大震災で震源域からはずれたところで大火災を起こし、大きな被害を出したのが当時の東京市だけだったという事実もそのことを示唆している。

4. 帝都復興事業のレガシー

以上の反省に立って、行われたのが帝都復興事業であった。内容は耐震・耐火を前提に公共性を重視し、国民的合意形成の下で、首都としてふさわしい品格のある街づくりを目指すものであった。世界でも類を見ない都市大改造であり、その成果は現在に至るまで東京都心部の都市基盤を支え続けてきた（【文献 (2)】）。

まず行われたのが土地区画整理である。焼失地域を 64 に分け、そのうち国が 13 地区、残りを東京市が施工する形で行われた。同時に行われたのが、街路整備で国が幹線街路（幅員 22m 以上）52 線、東京市が補助線街路（幅員 22m 以下）122 線路を施工した。都心部の主要道路のほとんどがその際に造られた。また、街路に伴う橋梁は修繕補強の 194 橋を含め全部で 576 橋が架橋された。その多くは、第二次世界大戦の空襲にも耐え、現在でも都民の生活を支え続けている。その際、「美観」も大切にされ、隅田川に架かる永代橋や清洲橋は現在、国の重要文化財に指定され、他にも土木遺産に指定されているものも多い（【図 2】）。

街に潤いをもたらす公園も整備され、国が隅田、浜町、錦糸の三大公園を造り、東京市が 52 の復興小公園と旧来の 5 公園を移設改築した復旧小公園を造った。

【図 2】国の重要文化財に指定されている隅田川に架かる永代橋と清洲橋

【表 2】江戸・東京における三大地震の比較 [文献 (2) より]

地震	M	発生年（旧暦）	時刻	天候	焼失面積（坪）	人口（人）	死者（人）
元禄地震	7.9-8.2	1703 年 12 月 31 日（元禄 16 年 11 月 23 日）	午前 2 時頃（夜八つ時）	晴 / 曇（月明かり）	延焼火災なし	70 万	340
安政江戸地震	7.0-7.1	1855 年 11 月 11 日（安政 2 年 10 月 2 日）	午後 10 時頃（夜四つ半）	曇 / 微風（むら雲微風）	61 万	130 万	7,500
関東自身	7.9（8.1）	1923 年 9 月 1 日（大正 12 年）	午前 11 時 58 分	晴 / 曇 強風	1,150 万	208 万	68,660

復興小公園は小学校の狭さ解消の意味も含め隣接して造られた。そのモダンな佇まいは地域のシンボルとなった。

ところが戦後、隅田公園は堤防の嵩上げで川の眺望を失いさらに高速道路の通り道となって本来の機能も果たせなくなってしまった。また、浜町、錦糸の各公園にも公共建物が建ち、小公園はどこにでもある児童公園となっていずれも往時の品格ある姿を失って現在に至っている。

【図 3】復興小学校の品格を伝える銀座数寄屋橋の泰明小学校の門と校舎

わずかに当時の品格を伝えるのは復興小学校の校舎である（【図 3】)。戦後の児童数の増加のために多くは建て替えられが、今も現役で活躍するものには戦後の校舎とは対照的に耐震補強のブレースはまったく見当たらない。品格ある立派な姿に当時の人々の子供への思いを感じるようである。

5. なぜ今、首都直下地震の脅威なのか

現代の東京が抱える防災上の問題は、郊外 15 区の木造密集地域の火災の危険性、堤防破損で水没するおそれがある海抜ゼロメートル地帯の存在、1964 年東京五輪に便乗して造られた高速道路の水辺破壊、2000 年以降急速に進む容積率緩和による高層ビルが引き起こす大量の帰宅困難者問題、今般の五輪に便乗して湾岸埋め立て地に相次いで建設されたタワーマンションの地震時孤立化問題などである。これらの多くは戦後に引き起こされた問題である。

東京の戦後復興は、終戦当時、東京都の都市計画課長であった石川栄耀が、「東京戦災復興計画」を策定し、新しい形の都をつくり出すための絶好のチャンスと計画をすすめようとしたところ、戦後窮乏する都民の居食住の確保を最優先すべきとした安井誠一郎知事がこれに反対したことでつまずいた。戦後復興の優等生とされる名古屋市とは対照的である（【文献 (2)】)。

戦後の日本には西洋に負けない自由と豊かさを追求するという目標があった。豊かさの指標は経済成長であり、成長し続けなければ維持できないといわれる現代の資本主義社会に東京は完全に飲み込まれ、効率性と公平性のバランスが崩れた街になってしまった。その過程で、都市基盤や厳格な土地利用制限などは二の次で、防災のみならず都市文化の基盤をなすべき公的空間や機能は次々と破壊されてきた。街は市民に対し平等に利益をもたらすものでなければならない。そのような街にこそ市民の連帯意識が生まれ、共助のこころもはぐくまれて、為政者も市民も一帯となって防災に取りくむ社会が実現するのではないかと私は思う。今こそ、帝都復興事業に学ぶべき時である。

■参考文献
(1) 武村雅之 (2023)『1923 年関東地震に対する強震動地震学の成果―国内地震記録・被害統計資料・体験談の発掘と解析』地震、1923 年大正関東地震特集号、111-128 頁.
(2) 武村雅之 (2023)『関東大震災がつくった東京－首都直下地震へどう備えるか』中公選書、全 245 頁
(3) 武村雅之 (2009)『未曽有の大災害と地震学 - 関東大震災』古今書院、全 209 頁

■武村雅之（たけむらまさゆき）氏　プロフィール

名古屋大学 減災連携研究センター 特任教授。1952 年生まれ。東北大学大学院理学研究科博士課程修了（理学博士）。鹿島建設を経て現職。日本地震学会、日本建築学会、土木学会、日本活断層学会の理事、監事、委員、歴史地震研究会会長、日本地震工学会副会長、中央防災会議専門委員などを務める。

2007 年に日本地震学会論文賞、2012 年に日本地震工学会功績賞、2013 年に日本建築学会著作賞、2017 年に文部科学大臣賞（科学技術部門）を受賞。専門は地震学、地震工学。

ジャパンホーム＆ビルディングショーのご案内（住団連の講演枠あり）

住宅生産団体連合会は、今年も日本能率協会が主催する「Japan Home & Building Show 2023」に共催団体として、他の共催３団体（リビングアメニティ協会、日本建材・住宅設備産業協会、日本建築家協会）と共に参画します。

今回で 45 回を数える本展は、早稲田大学 松村先生を実行委員長、積水ハウスの上木常務執行役員を副委員長とし、当団体の平松専務理事も共催委員として入り 開催準備中です。

その中で今回も昨年同様に住団連としての講演枠にて講演を予定しております。会場内では他に 50 本の講演会と多数の企業がブースを構える予定です。9 月下旬に来場事前登録が開始となりました。ぜひ住団連の講演と併せてご来場をご検討ください。

≪展示会の概要≫

名　　称：【Japan Home & Building Show 2023（ジャパンホーム＆ビルディングショー 2023)】
会　　期：2023 年 11 月 15 日（水）～ 17 日（金）10:00 ～ 17:00
会　　場：東京ビッグサイト（有明・東京国際展示場）東展示棟
後　　援：外務省　経済産業省　国土交通省　林野庁
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）独立行政法人住宅金融支援機構（順不同・予定）
主　　催：一般社団法人日本能率協会
共　　催：一般社団法人リビングアメニティ協会　一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
一般社団法人住宅生産団体連合会　公益社団法人日本建築家協会
来場方法：公式ホームページ：https://www.jma.or.jp/homeshow/tokyo/　をご覧ください。

＜住団連 講演について＞

テ ー マ：“超高齢社会における持続可能な住宅地マネジメント”－郊外住宅地を例に－
講演要旨：超高齢社会を世界に先駆け経験している日本。経済発展が著しいアジア各国を中心に世界的に高齢化が進展することが予想されており、高齢社会に関した問題の発生は気候変動同様にグローバルイシューとなっている。特に高齢者が集団的に居住する郊外受託団地では地域運営（マネジメント）が困難となることが予想されている。高齢化が進む中で住宅地には、新たにどのような場所や役割が必要となるのか、また地域のマネジメントを持続可能とするために何が必要とされているのか。本講演では、超高齢社会における住宅地マネジメントのあり方について、大都市縁辺部の郊外住宅地を素材に展望する。

小泉　秀樹 教授

講演日時：11 月 15 日（水）11：40 ～ 12：30　JHBS ステージ A 会場にて
講 演 者：東京大学　工学系研究科都市工学専攻　まちづくり研究室　教授　小泉　秀樹

＜お問い合せ先＞

展示会全般について：（一社）日本能率協会 ジャパンホーム＆ビルディングショー 事務局 瀧浪・小畑・石郷岡
Tel : 03-3434-1988　Email: jhbs@jma.or.jp
講演について など：（一社）住宅生産団体連合会　後藤

第 35 回
「住月間中央イベント 住まいフェス in 岐阜 」開催報告

住生活月間中央イベント実行委員会（委員長 芳井敬一 (一社) 住宅生産団体連合会会長）は、2023 年 10 月 7 日 (土) ～ 10 月 8 日 (日)、岐阜県岐阜市の OKB ぎふ清流アリーナにて「第 35 回生活月間中央イベント 住まいフェス in 岐阜」を開催しました。

同イベントは、住宅に関する充実した情報を全国の消費者に提供し、国民の皆様に住生活や住環境に関する知識や理解を深めていただくことを目的に 1989 年から実施している展示イベントです。
高円宮妃殿下はテープカット後、住団連のテーマ展示や関係団体の出展ブースをご視察され、その後の合同記念式典ではお言葉を述べられました。

【開催概要】

名　　称：「第 35 回住生活月間中央イベント 住まいフェス in 岐阜」
会　　期：2023 年 10 月 7 日（土）～ 10 月 8 日（日）来場者数 8,810 名
会　　場：①住生活月間中央イベントテーマ展示：10 月 7 日、8 日一般公開（入場無料）
②テープカットセレモニー：10 月 7 日（土）9:10 ～ 9:20
③合同記念式典：10 月 7 日（土）11:00 ～ 12:30
※①②はＯＫＢぎふ清流アリーナ　③は岐阜県庁 1 階ミナモホール
（所在地：岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1）
主　　催：住生活月間中央イベント実行委員会
共　　催：国土交通省
後　　援：(独) 住宅金融支援機構、(独) 都市再生機構、岐阜県、岐阜市
テ ー マ：子育ても暮らしも毎日快適な住まい
－地震に強く、夏涼しく冬暖かな ZEH 水準の健康省エネ住宅－
展　　示：中央イベントメーンテーマ展示、第 19 回「家やまちの絵本」コンクール入賞作品、
その他関連団体のパネル展示を行いました。

10月は住生活月間

合同記念式典であいさつする芳井会長

展示ブースを視察される高円宮妃殿下

第19回「家やまちの絵本」コンクール実施結果の報告

住生活月間中央イベント実行委員会

　第19回「家やまちの絵本」コンクールを実施しましたが、このたび受賞作品を決定いたしました。

　概要は次の通りです。

■実施概要

①募集期間：７月20日から９月６日(消印有効)

②募集部門：

　A）子供の部（小学生以下）

　B）中学生・高校生の部

　C）大人の部（１８歳以上）

　D）子どもと大人の合作の部

　　（子ども：小学生以下、大人：18歳以上）

　※A部門：親による製本の手伝い（作品の綴込等）は可

　※A・B・C部門：合作（２人以上の制作者）での応募も可

　※D部門：３名以上でも可

③応募総数：743作品

④審査日程：９月15日（金）

【審査委員】

小澤紀美子（東京学芸大学 名誉教授）

志村優子（まちづくりプランナー）

仲綾子（東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科 教授）

北方美穂（あそびをせんとや生まれけむ研究会 代表）

志村直愛（東北芸術工科大学 芸術学部 歴史遺産学科 教授）

鮫島良一（鶴見大学短期大学部 保育科 准教授）

原田佳道（国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室長）

嘉藤鋭（住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部 技術統括室長）

松尾知香（都市再生機構 総務部　広報室長）

平松幹朗（住宅生産団体連合会 専務理事）　（順不同、敬称略）

■運　営

【主催】住生活月間中央イベント実行委員会

【共催】一般社団法人　住宅生産団体連合会

【後援】国土交通省、文部科学省、住宅金融支援機構、都市再生機構、北海道・福島県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・山口県・香川県・福岡県・沖縄県の各教育委員会

審査会の様子

■表　彰

①国土交通大臣賞（１作品）

②文部科学大臣賞（２作品）

③住宅金融支援機構理事長賞（１作品）

④都市再生機構理事長賞（１作品）

⑤住生活月間中央イベント実行委員会委員長賞（４作品）

⑥審査委員特別賞（審査委員全員の総意により選定）

⑦入選作品（各部門上位５作品以内）

副賞：図書カード①～④５万円、⑤３万円、⑥⑦１万円

　10月７日、住生活月間中央イベント合同記念式典（於：岐阜県庁１階ミナモホール）にて、国土交通大臣賞、文部科学大臣賞、住宅金融支援機構理事長賞、都市再生機構理事長賞の受賞者に、賞状と副賞が授与されました。

　表彰式参加の上記５作品のパネル展示を、ショッピングタウンあいたい（神奈川県横浜市都筑区中川中央１丁目１番３号：横浜市営地下鉄「センター北駅」直結）の３階イベント広場横通路にて11月末まで行います。

■受賞者一覧

受賞	部門	題名	作者	学校等（所属）
国土交通大臣賞	子どもと大人の合作の部	フシギ な ボタン	佐藤　華音	川崎市立苅宿小学校２年（神奈川県）
			佐藤　萌華	母（神奈川県）
			佐藤　結月	大楽幼稚園年長（神奈川県）
			佐藤　菜月	大楽幼稚園年長（神奈川県）
文部科学大臣賞	子どもの部	かほの まほうの らんどせる	柳田　夏穂	兵庫教育大学附属小学校１年（兵庫県）
	中学生・高校生の部	からから	片岡　珠里	北海道小樽潮陵高等学校３年（北海道）
住宅金融支援機構理事長賞	子どもの部	ぼくは いえ	鈴木　淳之介	川越市立泉小学校５年（埼玉県）
都市再生機構理事長賞	子どもと大人の合作の部	りゅう の すむまち	前原　昊輝	四日市市立富田小学校１年（三重県）
			前原　あゆみ	母（三重県）
			前原　理陽	２才（三重県）
住生活月間中央イベント実行委員会委員長賞	子どもの部	クラゲ ちゃん	五味　朋音	横浜市立潮田小学校５年（神奈川県）
	中学生・高校生の部	ひとつ目　ぼっちくん	大河原　琉生	静岡県立浜松西高等学校１年（静岡県）
	大人の部	ぼくのまちの ほんやさん	本田　遥	アルバイト（群馬県）
	子どもと大人の合作の部	あずちゃんの ジャガピーパーク	福本　梓葉	聖愛幼稚園年少（大阪府）
			福本　麻子	母（大阪府）
審査員特別賞	子どもの部	ぼくのへやがほしい	杉山　太應	平塚市立旭小学校３年（神奈川県）
入選	子どもの部	たいせつな きもちはね	成井　しおり	厚木市立小鮎小学校３年（神奈川県）
		ちいさい けれど	菊池　未唯	板橋区立金沢小学校６年（東京都）
		一本の木の 小さな ブランコ	豊島　未羅	江東区立第四大島小学校５年（東京都）
		うみの だいくさん	深澤　スミレ	横浜市立三ツ境小学校６年（神奈川県）
		まほうのペンと みんなのまち	岩崎　ゆうか	須賀川市立義務教育学校稲田学園６年（福島県）
	中学生・高校生の部	わたしの ながい ながい ろうか	菊地　希亜	北広島市立東部中学校３年（北海道）
		サメの頬次郎　家を建てる	酒井　慎司	神戸市立本山中学校２年（兵庫県）
		豊かでない１日を 想像してみる	髙須　玲杏	西宮市立瓦木中学校３年（兵庫県）
		海の守り人	鈴木　千尋	智辯学園和歌山高等学校２年（和歌山県）
		てんくんと 大好きな町	堀切　望央	松戸市立第一中学校３年（千葉県）
	大人の部	モエちゃんのたて穴住居つくり	安藤　邦緒	無職（岐阜県）
		はなちゃんちの かぞくかいぎ	平尾　郁穂	自営業（神奈川県）
		オモイデ	髙橋　俊英	パート（福岡県）
		太郎くんの眠れない夜	越智　圭一郎	武蔵野大学４年（東京都）
			劉　閻	
		どんぐり村のアパート	高林　ひろみ	記載なし（愛知県）
	子どもと大人の合作の部	ロボキチ　うちゅうステーション	仁田　澄子	京都市じゅらく児童館 職員（京都府）
			木村　友哉	京都市立朱雀第六小学校６年（京都府）
			山下　暁士	京都市立朱雀第六小学校４年（京都府）
			嶋村　葵	京都市立朱雀第六小学校３年（京都府）
			臼井　巌	京都市立朱雀第六小学校２年（京都府）
		おうち しりとり	澤邉　貴子	母（千葉県）
			澤邉　理子	船橋いづみ幼稚園年中（千葉県）
			澤邉　勇太	船橋市立大穴中学校１年（千葉県）
			澤邉　智宏	父（千葉県）
		わたしのじまんは	原田　香凜	高崎市立岩平小学校５年（群馬県）
			小林　明日香	高崎市立岩平小学校 教諭（群馬県）
		ぼくのパパは 新米ヒーロー	髙橋　ちはる	板橋区立上板橋第二小学校５年（東京都）
			髙橋　奈津江	母（東京都）

■受賞作品の表紙（一部）

国土交通大臣賞

「フシギ な ボタン」

文部科学大臣賞
こどもの部

「かほの まほうの
らんどせる」

文部科学大臣賞
中学生・高校生の部

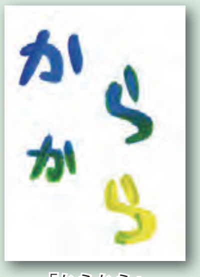

「からから」

住宅金融支援機構
理事長賞

「ぼくは いえ」

都市再生機構
理事長賞

「りゅう の すむまち」

新着情報（ホームページの公表情報）

8月23日　経営者の住宅景況感調査（令和5年度第2回）報告

8月25日　令和5年度 第2回 住宅業況調査報告

8月28日　経済対策要望並びに令和6年度施策要望（税制・予算・規制合理化）

9月21日　「第35回住生活月間中央イベント 住まいフェス in 岐阜 」開催のお知らせ

9月21日　2023年 建築関係法令の整備に関する要望

9月25日　「2022年度 戸建注文住宅の顧客実態調査」報告

10月6日　「ジャパンホーム＆ビルディングショー 2023」開催

一般社団法人
住宅生産団体連合会

発 行 日: 令和 5 年 10 月 26 日
発 行 人: 平松　幹朗
発　　行:（一社）住宅生産団体連合会
所 在 地: 〒 102-0085
東京都千代田区六番町 3 番地 六番町 SK ビル 2 階
T　E　L:03-5275-7251（代）
U　R　L:https://www.judanren.or.jp/
E-mail:sumai@JUDANREN.or.jp
この機関誌に関するお問い合わせ先 : 広報部　湯淺